

令和2年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 東郷 克己 2番 山崎 敦志
 3番 長谷川崇朗 4番 橋 俊明
 5番 坂口 重良 6番 岩井智恵子
 7番 津村 俊二 8番 矢野 隆行
 9番 田中 陽介 11番 山本 剛
 12番 鈴木 市朗 13番 工藤 義明
 14番 野並 享子 15番 東郷 正明
 16番 北村五十鈴 17番 荒川 泰宏
 18番 立入三千男

不応招議員 10番 稲垣 誠亮

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第2号から議第50号まで及び議第52号から議第53号まで
(令和2年度野洲市一般会計予算 他50件)

質疑

第3 議第2号から議第11号まで、議第20号から議第27号まで、議第29号から議第41号まで及び議第43号から議第50号まで
(令和2年度野洲市一般会計予算 他38件)

常任委員会付託

第4 議第13号、議第17号、議第28号及び議第42号
(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第13号) 他3件)

特別委員会付託

第5 議第12号、議第14号から議第16号まで、議第18号から議第19号まで及び議第52号から議第53号まで
(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第12号) 他7件)

討論、採決

第6 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員は1人。欠席議員は第10番、稲垣誠亮議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、2月26日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る2月26日に行いました提出議案に係る提案説明におきまして、一部訂正がございますので、訂正をさせていただきます。

議第26号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての説明のうち、条例の施行日を令和2年4月1日と申し上げていましたが、正しくは公布の日からの施行となりますので、訂正をさせていただきます。

以上、よろしく願いをいたします。

（日程第1）

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第4番、橋俊明議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、議第2号から議第50号まで及び議第52号から議第53号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他50件を一括議題といたします。

これより、質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

なお、質疑にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 皆さん、おはようございます。第15番、東郷正明です。

それでは、議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、質疑をいたします。

政府は昨年10月に社会保障のため、財政再建のためとして、消費税を10%に引き上げられました。国の全世代型社会保障のうたい文句とは裏腹に年金、医療、介護等が次々と切り崩されていく中で、暮らしがますます大変になっています。国民健康保険税の加入者は世帯数で言えば、約7,000世帯で、そのうち所得が200万円未満の人が約5,300人ほどです。つまり、年金生活者が圧倒的に多く、被保険者は65歳を超えている方がほとんどというのが実態です。こうした状況の中で、野洲市の国民健康保険税は県下の中でも高く、県が示した2020年度の確定係数では1人当たり15万1,772円となっています。これは栗東市に次いで、県下で2番目に高い保険税です。市は国保会計の基

金残高の4億2,000万円のうち、令和2年度から令和4年度までの3年間に3億9,000万円の基金を取り崩して、激変緩和の対応として基本的に引き上げを行わないとしていることには一定の評価をいたします。しかし、国保税は医療保険分、後期高齢者支援分、介護納付金分の3つから成っています。医療保険分と後期高齢者支援分の所得割は引き上げられることとなりますが、その一方で、医療保険分と介護納付金分の均等割が大幅に引き上げられます。第2号被保険者となる40歳から65歳までの人に課税される介護保険納付金分は所得割、均等割、平等割全てが引き上げられて、子育て世代に負担が多くなるのしかかることになってしまいます。これでは少子化に拍車をかけてしまうことになってしまわないかと思いますが、いかがでしょうか。

コロナ感染等が拡大していますが、国保被保険者で資格証明を持っている人は全額自己負担となり、医療機関での受診すらできない、命は何事にも替えがたく、短期保険証を発行すべきであると思いますが、対応についてお尋ねします。

全国知事会が国に対して国保に1兆円を投入すれば、大幅な国保の引き下げは可能だとしているように、協会けんぽ並みの保険料水準にすることができないのでしょうか。市としても、国からの負担を求めていくべきと思いますが、お尋ねします。

国民が加入する医療保険の違いによって、保険料が大幅に違う現状を是正し、平等化に近づけること、国保被保険者の暮らしと医療を守ること、国保の破綻を防ぎ、国民皆保険を守ることが重要です。6年後に国保税の統一化でさらに負担が重くなる市町が出てきます。誰もが安心して医療が受けられて、払える保険制度にしていくことが求められるのではないのでしょうか。どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷正明議員の議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算についてのご質問にお答えをいたします。

国保税の3要素のうち介護納付金分については、その性質からすると、国全体の介護保険給付費は年々増加傾向にあることから、それと並行して介護納付金も年々上がるのが通常です。本市の国保税につきましては、広域化後の平成30年から持続可能な国保運営の安定性の確保の観点から、国保財政調整基金を活用して、原則として国保税は3年間据え置くという考え方に議員各位にもご賛同をいただいたところでございます。ただし、今回は基金残高見込みの状況からより積極的な活用を図るため、1年前倒しして、2年で見直

し、新たな3カ年間の国保税率を設定するわけですが、冒頭申し上げました介護納付金につきましては、毎年上がるという傾向からすれば、据え置いている、今回1年ですが、今度はまた3年据え置きということですので、据え置くその後の2年間につきましては、基金を投入して、本来上げるべきところを据え置いているということになり、ご質問の40歳から65歳未満の方々へはそれら以外の被保険者の方々よりも、その分基金を投じているということになりますので、議員の捉え方は、現実とは全く逆のご理解をいただいているものと考えます。よって、少子化に拍車をかけるという発想と結び付ける要素には値しない議案であると考えます。

次に、新型コロナウイルス感染症による資格証明書の取り扱いにつきましては、去る2月28日付で厚労省から通知があり、国民健康保険の被保険者が帰国者接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされたところでございます。この通知を受け、本市においても適切に対応してまいります。

次に、国に対し国保に1兆円投入を求めることにつきましては、平成30年8月定例会で野並議員のご質問で市長からお答えをいたしましたとおり、全国市長会において国民健康保険制度に関する提言として、国保財政基盤の強化のため、公費3,400億円の財政支援を継続して実施することや国庫負担割合の引き上げなど、国の責任と負担において実行ある措置を講じるよう要望を行っているところです。1兆円という額の妥当性は判断できかねますし、またその額とした場合であっても、その財源は国民の負担となり、合理性に欠けるものと考えます。ここで申し上げておきますが、当方が把握しております全国知事会の1兆円の議論は、知事会の会議の中で、ある知事から1兆円の投入の発言があっただけで、最終的に全国知事会の国の要望としては、全国市長会と同額の3,400円とされたことを承知いたしております。

次に、医療保険の違いによる保険料の違いについてですが、社会保険は被保険者本人が通常はそのほとんどが被保険者本人、または現役世代で保険料は本人と雇用主とが折半で負担しているのに対し、国民健康保険は自営業の方々や他の社会保険に属さない方々の保険であると共に、大きな特徴の1つに議員のご質問もありましたように、現役を退いた後期高齢者医療になるまでの年金受給者世代が加入する保険でもあります。これにより、高齢期に入り、若年層よりも医療費が高くなる傾向がある中で、所得は年金所得のため、所得が現役世代に比べて少ないことから、必要な保険料を確保するため、社会保険から国民

健康保険への拠出金制度により、社保と国保の均衡を図っている現状があります。社保と国保の保険料は条件設定により、どちらの負担が高いかは変わりますので、一概には言えませんが、将来の人口構造、世代間の負担の能力等を踏まえた医療保険のあり方を検討していく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 続いて、東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国の拠出が増えて、上がることを野洲市では基金を前倒しして、今後3年間の対応をしているということで、ここは評価をするところです。

資格証明書のところ、短期証を提出されると対応はされるということでよかったんですかね。資格証明書の方はコロナウイルスとかにかかわらず、いろんな病気等、風邪とか他の病気にも大きな影響が出てくると思うんです。今日の赤旗日刊紙では、熊本市がこの資格証明書の方に、また491世帯で747名の方に短期証を感染予防のために出されるということが書かれていました。そのようなことはできないのか、そして全国知事会のことなんですけども、1名だけが発言されて、これが全国知事会として国に、これ、求められなかったんですか。この辺、詳しくお願いします。それで、今、3,400億を投じて、国保をここに3,400億円を投じて対応されているということなんですけども、やっぱり国保そのものがこの野洲市でも被保険者の過半数の人が低所得者だと思えます。低減対象にもなっている方が多くおられる中で、やっぱり1億円、国からの1億円で引き下げていくべきだと思えますけども、それらについてお尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、東郷議員の再質問にお答えをいたします。

その前に1点訂正がございます。最初のお答えの中で、全国知事会の要望としては、全国市長会と同額の「3,400億円」と申し上げるべきところを「3,400円」と言ったようですので、同額の3,400億円で訂正をさせていただきます。失礼をいたしました。

それと、再質問の方に戻りますが、資格証明書、最初の説明では短期証とは申し上げておりませんで、資格証明書を提示した場合には、その行かれる場所によるんですけど、今のコロナウイルスの関係で帰国者接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと、つまり短期証でもなくて、通常の被保険者証としてみなすということですので、その分のその月の療養については、通常の保険適用をするということになります。

それと、熊本みたいに短期証を出してはどうかということなんですが、短期証を出すということはコロナ以外の病気に対しても通常の保険適用をするということです。通常の満期分であれ、短期証であれ、同じ保険適用になりますので、それはそれで今回はコロナに対する特例措置ということですので、それを熊本県は、熊本市とおっしゃいましたね、熊本市はそれは単独で、私はその事実は知りませんが、単独の判断で短期証に変えられたか知りませんが、今回は私どもは国の措置どおりということで、コロナについては通常の保険適用、それ以外の病気についてはももとの資格証明書の適用の範囲と考えております。

それから、全国知事会の話ですが、東郷議員が入手されておられるその出どころがよくわからないんですが、多分、党の機関紙か何かと思うんですが、私どもは知事会の要請書、題名が「国民健康保険の財政支援拡充の確実な実行を求める要請」というのが平成28年12月9日、当時の知事会の会長が京都府知事、それから知事会の社会保障常任委員長、これが栃木県知事、連名で出されておりました、この中にははっきりと平成29年度以降の3,400億円の財政支援拡充を前提条件として、今回の改革、要するに広域化を引き受けるというふうなことになっています。だから、この中にもはっきり3,400億円と明記されておりました、1兆円の出どころ、議論があったということは聞いておりますけれども、それを公式の文書として出された事実はないものと思っております。

それから、投じてはどうかという話につきましては、1点目のお答えで前回の市長答弁を引用させていただきましたが、その妥当性が判断できかねる、またそのツケは国民ということになりますので、またそれは別の議論になるものと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 資格証明書のところで、資格証明書を提示されたら、コロナの対策として被保険者としてみなすということでしたね。それと、医療機関を受けんと、これ、コロナか他の病気かもわからへんですよ。それで、結果として、コロナとわかっていたら、これ、受けられるんやけども、僕の言いたいのはコロナだけではなく、他の病気とか、そうしたもので、やっぱりお医者さんに行く、医療機関に行くことが4割負担やったらできないじゃないんですか。ここは、やっぱり改めていくというのが行政の仕事やと思うんですけど、ここはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 再々度のご質問にお答えいたします。

本市の資格証明書につきましては、悪質者も含めて、事情を酌んで短期証に切り替えている、その方の生活困窮度合いによって、ちゃんとヒアリングもさせていただいて、調査もさせていただいて、状況によって短期証に替えている場合があります。よって、資格証明書に、件数はうち、大分少ないわけですが、それはそれで保険料を納めていないという悪質なケースも含めて、もうこれはどうにもならないというような方々に対して、現在も減額しておるといことですので、それは一定、義務は果たしていただかないと、それはちょっと虫がいいのかなということも言えるかと思しますので、それはまた別途、市役所にお越しいただければ相談に応じさせていただきたいと思しますので、それは単純に資格証明書の人を全て短期証であってもいいから通常の保険適用をなさいというのはいかななものかというふうに考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 悪質者というたら、高額者の方も数名……。

（「3回目やで」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 済みません。もう質問はだめですので、次に行って下さい。

○15番（東郷正明君） 済みません。次の議第35号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質問します。

小学校3年生まで通院医療費の助成が行われる条例改正です。1診療当たり500円の一部負担が導入されていますが、この一部負担については問題があります。これまでも何度も市民が中学校卒業まで医療費の無料化を求めており、来年度からの実施は歓迎されています。

そこで、本条例に対して質問します。小学校1年生から3年生までの子どもの通院医療費について、福祉医療受給券が交付され、1診療当たり500円の負担のみで委員の窓口で対応ができるようになります。また、母子・父子家庭、重度心身障がい児は福祉医療費として助成され、一部負担金の支払いはないと理解するが、正しいのか、お尋ねします。

県下19自治体の中でこの一部負担を導入しているのは何自治体なのでしょう。今回の改正で一部負担は総額幾らと試算されているのか、お尋ねします。また、県下自治体において、小学校3年生まで導入しているのは3自治体、6年生まで実施しているのは3自治体、小学校卒業まで実施しているのは8自治体、高校3年生まで実施しているのは1自治体となっています。小学校3年生までの自治体は少数です。今後、拡大していく展望を

持っておられるのかをお尋ねします。

また、入院に関して中学校3年生まで無料ですが、償還払いであり、一旦は支払わなくてはなりません。通院と同様に現物給付にすべきと考えます。この点の改正は検討されるのか、お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の議第35号に関するご質問の私に指名いただいている分についてお答えをいたします。

4点目のところですが、まず今、質問で述べられた自治体数がちょっと違っているようですけども、またご確認をいただきたいと思います。

それで、子どもの医療費無料化、無償化、これは本来、国の範囲の施策でやるべきだということで、市長会等を通じて要望していますが、なかなか進まないということもありまして、野洲市でも再来年度、令和3年度から小学校3年生までということで対応をいたします。ただ、その先をと今、問われましても、これからまたやろうとしているので、その先については現時点ではお答えはできないと思います。

それと、いつも申し上げていますように、子育ての支援というのはトータルで考えとだめでして、野洲市はこの部分は湖南4市がもともと慎重だったということもあって、遅い対応ですが、他のサービスはかなり充実していると思います。先般も市内の小学校へ行って、子どもたちと一緒に授業をしたんですけども、政治の授業で電子教科書を使ってやっていました。関東のあるまちが教科書の中に載っているんですね、政治の項目で。市民の意見で児童館ができた教科書に載っているんです。その場で私、スマホでそのまちの、例えば学童とか子育てサービスを見ました。全然、もう市民の方が学童保育が不十分だからというので、いっぱい意見書が出ています。教科書に載っている子育てのいいまちでも実態はそういうことですし、今後、通告いただいているまちを調べたら、決して野洲より何もかもがいいわけじゃないので、学童のサービス、虐待、特別支援、そういう中で医療費の無料化も必要なものはやっていこうというので、いきなりその先をと言われてもお答えをしかねますので、これをお答えとしておきます。

続いて、5点目です。現物給付にする考えはないのかということですが、これも私も確かに負担を抑えるのであれば、これもあってもいいというふうには考えますけれども、具体的に検討しますと、まず県内市町村でもそのような対応をまずしていません。入院のみの給付券の発行はこれ、医療機関の事務処理の負担が増えてきまして、煩雑化につながる

ことやまた本市が行う事務についても、現物給付化するための事務である受給券の発行の事務量に比して、実際見込まれる対象者の見込み、これ、多分、例えば平成30年度の実績で見ますと45件ということで、汎用制度にするコスト、手間、負担を考えると、現行の制度もやむを得ないのではないかなというふうに考えています。

一方で、現行の医療制度において高額療養費支給制度における限度額適用認定証の交付を受ければ、医療機関の窓口で支払う実際の自己負担額は一定額に抑えられる制度があり、実質的には医療機関の窓口では高額療養費適用後の自己負担額の負担で済むため、極端に大きな負担にならないこともあり、総合的に考えまして、現在のところ、現物給付に変更する予定はございません。

以上、私の分のお答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、東郷議員の福祉医療費助成条例に関する1点目から3点目のご質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の小学1年生から小学3年生までの通院医療費のご質問のうち、1診療当たりの500円の負担につきましては、正しくは1診療報酬明細書当たり500円、つまり1つの医療機関でその月1カ月間にかかった医療について500円の負担で済むということです。2つの医療機関にかかるとすれば、1カ月で、掛ける2ですので、1,000円ということになります。ただし、同一の医療機関に医科と歯科、例えば県立総合病院ですと、医科も歯科もあるわけですが、医科と歯科は診療報酬明細が2つに分かれます。なので、そこで両方とも受診するということになると、同一の医療機関であっても、合計で月1,000円の負担となります。

なお、調剤報酬明細書、つまり具体的に言うと、薬局で保険適用の薬をお求めになった場合の一部負担はございません。公が負担するというところでございます。

次に、母子・父子等の福祉医療費はご質問のとおりでございます。

それから、次、2番目ですが、2点目の一部負担を導入している自治体数につきましては、令和元年10月1日現在で子どもの医療費助成においては、通院医療費を3市が導入をしております。また、本年4月からは1市が導入予定で、計4市となる予定でございます。

それから、次に3点目の一部負担の総額の試算額につきましては、平成30年度の実績をもとに推計した場合の試算額は770万程度を見込んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） まず最初に、市長にお尋ねします。

いろいろ野洲市ではやっておられるということで、本来、この子どもの医療費のそういう助成制度は市長が言っておられるように国の政策なんですね。それはわかりますけども、現に福祉もこういう医療助成をやっておられる、やっぱり自治体もありますので、今後の展望は答えられないと言われましたけども、しっかりと、どうなるかわからないけど、検討は考えていくべきやと思います。

それで、医療費の現物償還払いですけども、これが45件あって、事務所管費とか、そんなのがいっぱいあると言われますけども、ここは現物給付でやっているところもあるので、やっぱりここは対応していくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、私もどうせ支給するわけですから、やってあげればと思いますけども、さっきも言いましたように、事務の煩雑さ、医療機関の負担を考えると妥当なところではないかなと。それと、高額にかかっても、いわゆる上限設定がされていますから、医療費の確定自体もそこで低く抑えられるので、とりあえずはお支払いいただいてということもやむを得ないかなというふうに思います。

言うはやすくて、やるのは大変。東郷さんの会はいつも言ってばかりおられますけども、実際やっている立場からすると、大変な事務なんです。私は個人的に大分言って、検討したらどうかと言ったんですが、事務的に大変だということですので、現時点ではやむを得ないかなと思います。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） しっかり求めてはいただきたいと思います。

次に、健康福祉部長にお尋ねします。

受診医療機関によって、歯科と医科、ここへ行くと500円、500円で、1,000円となるということなので、まず子どもの健康って、一番歯が健康の命やと私は思っております。それで、窓口で500円負担でも、やっぱり子どもが多くおられる方もおられて、そういう方には結構負担になると思うんです。ここは、やっぱり窓口負担で、窓口で払わなくてもいいように、やっぱりしっかりと対応すべきやと、もう一度お聞きします。

○議長（岩井智恵子君） これ、最後ですよ。

○15番（東郷正明君） はい。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

一部負担の問題につきましては、以前野並議員からももう一部負担もなしではどうかというご質問があつて、受益者負担の公平性を図るためにも必要であるというふうになつてお答えをさせていただいたと思っています。それは今も変わっておりません。医科と歯科、これはもともと通常の診療所ですと別ですので、総合病院になるとたまたまそういうことがあるわけですし、レセプト、診療報酬明細制度という中では、これはもうやむを得ないかなと。1カ月の負担ですから、幾らかかっても500円で済む。ある意味、1カ月、何回行こうが500円で済む。そこを2種類の医科と歯科医になったら、1,000円で済むというふうなご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○15番（東郷正明君） 終わります。

○議長（岩井智恵子君） ご苦労さんでした。

次に、第13番、工藤正明議員。義明議員。失礼しました。

○13番（工藤義明君） おはようございます。

まず、質疑に入ります前に、今日突然、コロナウイルス問題で、学校が本日から市でも休みというふうになりました。この対応について、行政の皆さん、大変苦労されていることに敬意を表します。

それでは、議案質疑で、まず最初に、議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算についてお伺ひいたします。

平成20年から導入されました後期高齢者医療保険制度ですが、近年は毎年300人近く増えております。昨年9月の時点で6,463人となり、11年前の当初に比べ、2,034人増えました。8人に1人が今や後期高齢者という状況になりました。広域連合への負担金も31年度予算では1人平均7万5,926円でしたが、令和2年度予算では1人平均8万2,905円となり、約1万円増えています。これはそのまま保険料の引き上げと重なります。令和2年度は33万円以下の所得の方は7割軽減の方が7.75%軽減になります。それ以外は本則と同様に7割、5割、2割軽減になっております。150万円の年金生活の方は基礎控除の33万円を引き、所得割率の8.26%を掛けまして、均等割

額の4万3,727円を足しますので、14万369円になります。これが年金から天引きか、もしくは口座から引き落としかどちらかで支払うことになります。年金の1割ぐらいの保険料となっております。医療機関に行けば、1割負担、3割負担の方もおられます。総医療費が増えれば、保険料が上がるという仕組みです。高齢者にも負担をと導入されましたが、下がり続ける年金に対しまして、一方では消費税は引き上げられ、さらに上がり続ける保険料についての市長の見解を求めさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の議第4号令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に関する保険料の今、値上がりに対する見解ということですが、いずれにしても、現実的に医療費が上がっていて、それを保険ということですから、加入者が負担するという制度ですので、制度的には保険料が上がらざるを得ないということになります。どうするかといえば、いつも工藤議員の会派がおっしゃるように、税金を入れればいい、入れればいいということですが、税金を入れようと思ったら、税金を上げないといけないということですし、あとは医療費を下げるということで、国は今、両方でそれをやっているわけですが、いずれにしても、なかなかそう簡単に解決方法は見つからないというふうに思います。ただ、まだまだ工夫はございまして、今回、料率を算定していますが、これ、今、仮算定で出していまして、多分これよりは少しまだ下がると思います。

それと、今回のこの仮算定打診にあたって、これ、広域連合の議会でやっていますが、一旦は余剰金が24億円ある形になっているんですけども、その中の17億円を壊して、7億円は残しておこうという案で料率が算定をされていたんですけども、私がかかなり強行に言いまして、余剰金ですから、全額崩すということで議論をして、ようやく皆さん、了解をしてくれましたので、今回は剰余金を全額崩すと。じゃ、次、どうするかとなったら、基金がありますから、基金によってリスク負担をしようということ。基金というのはご存知のように、これ、国、県、市、町で出しますから、万々が一経営が厳しくなれば、基金を壊していく。基金を壊したら、基金をまた造成するということから、これ、実質税を裏打ちする前提も含めて、今回の料率の算定ができていますので、今回については最大限皆さんの努力によって、料金が下げられたということですので、見解と言われるとさっき言ったようなことです。特に医療の場合、日進月歩で医薬品が性能がいいものが出てきて上がってくる、治療方法が上がってくるということで、どうしても総額医療費は上がらざるを得ないと思います。ですから、その制度の中での見解ですので、ぜひいつもご反対さ

れますけども、今回は賛成いただける議案だと思いますので、ご賛成をいただくことをお願いして、答弁といたしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私どもは確かにこの保険関係は毎回取り上げさせていただいております。国の施策ということも十分承知しながらの質問もまたしているわけです。私どもがここで言いたいのは、特に年金の生活者の方は大変生活が現在も苦しい思いをされている中で、今後もこの保険等が上がっていくということは非常に毎月こたえるということから、質問をさせていただいているということを申し上げて、次の議第5号の方に移らせていただきます。

議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算について質疑をさせていただきます。

2000年4月に介護保険制度が始まってから間もなく20年を迎えます。介護事業者からは、改定のたびに報酬が引き下げられてはまともな経営ができないとの声も上がってきております。この期間に5回の法改定と6回の報酬改定で進められてきたのは、予防と給付の効率化の名のもとに施設入居者の食費、居住費の自己負担化、原則1割の利用料負担の一部、2、3割への引き上げなど、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪の連続でした。2005年の最初の法改定で柱に据えられたのは新予防給付。予防の名で要支援、要介護の1の人の給付を抑制して、14年の法改定ではさらに要支援の人を軽度者として保険給付から外し、自治体が運営する総合事業に移しました。予防の名で、今や介護とは言えないものへの制度と変質されています。介護を要する人に対しては、食べる、排せつする、清潔にするという人の基本的な営みを支え、利用者と家族の生活を支えるのが介護ではないでしょうか。今の制度はそれができる仕組みになっていないとの指摘もあります。介護の社会化ということで導入されましたが、予防給付が削減されれば、重症化になってしまいます。この点について、まずお尋ねします。

昨年、消費税が10%になりまして、その消費税を使って、低所得者への保険税の軽減が行われ、令和2年度から本格的に動きます。野洲市におきましても、国から……。ちょっと数字を訂正させていただきます。数字は「1,700」と書いていますけど、「1,772万円」、県と市が886万円、第1段階で保険料率が0.3%になり、次、済みません、これもちょっと資料が間違っていて、「1万4,352円」と書いていますけど、訂正させていただきます、「5,382円」の減額で、2万1,528円になります。対象者

は1,248人、第2段階で0.5になり、3万5,880円になり、人数は817人が対象です。第3段階で0.7の軽減になって、次も数字が間違っております。「1,794円」に訂正させていただきます。1,794円の減額で、5万232円、人数798人が対象で、本人及び世帯全員が非課税の方々に消費税が当てられることとなります。しかし、根本的に介護保険料が高いです。9月議会の答弁でも収入未済の方が94人おられ、そのうち第1段階で21人、また不納欠損も36人おられます。そのうち第1段階が10人です。第1段階は生活保護の方、老齢福祉年金の方です。減額されたといっても2万1,528円、これが高過ぎるのではないのでしょうか。市独自で減額している自治体もごございます。これに対しましての見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の議第5号令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算についてのご質問のうち、私にご指名いただいている分にお答えをいたします。

2点目でありますけれども、減額などの見解です。まずはじめに、未納者の比率でありますけれども、去る8月議会での答弁内容を引用いただいておりますが、正確には未納者の比率が最も高いのは、一番下の段階の方ではなくて、第6段階、続いて第9段階の方であり、第1段階は全体平均と同じで、突出していることはないと申し上げました。不納欠損を処分した方が多いのは、第1段階の人はこれは徴収とか、換金できる資産をお持ちでないということで、不納欠損というのは徴収させていただかないということなので、ある意味でセーフティーネットの制度ですので、これがどうのこうのというものではなくて、お支払いをいただけない方についてはお支払いをいただけないという処理をするということであり、ます。

また、国保と違いまして、介護保険の場合はもともと所得段階別に基準保険料額を設定する仕組みである他、市の財源の4分の1を負担している軽減制度の拡大によりまして、次年度以降は第1段階の人で本則の金額より4割軽減されることとなります。また、こういったことから、低所得の介護保険料の負担は相当軽減されることと考えるので、本市の介護保険料がおおむね県全体の水準程度として突出していないことから、現在では独自の軽減制度、現に市の単独財源も入って軽減されているわけですから、あえてもう一段の軽減制度をとるということは考えておりません。

それと、これも保険ですから、本来は保険者が被保険者が払われたお金で賄われるべきものですけれども、言うまでもなく、半分税が既に全体の運営の中に入っています。先ほど

の後期高齢者ですと、実質9割が税とか現役世代が入っていきまして、高齢者の方の負担というのが1割相当ですので、要するに介護給付が多くなっている、あるいは医療費が高くなっているという中で今、ご指摘の問題が出ていますので、もう少し大きい観点から見ないと、単に厳しい市の財源をここへ出して行って、問題が解決するというものではないというふうに考えております。

それと、保険が介護社会化したと言うんですけども、社会化をしていないということがだんだん明らかになっています。要するに、行政サービス化しただけであって、そういう意味で、本来の社会化ということからすると、サービスの要支援1、2が後退していつているというのは、私もこれ、賛成ではないんですけども、本来、やはり社会化する中で解決を図っていくということにしないと、行政が運営している保険の中で行政サービスで介護を全て賄うという当初の構想が限界に来ているのではないかなというふうにも考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 赤坂健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、1点目の予防給付が削減されれば重症化するのではないかというご質問にお答えの方をさせていただきます。

平成29年度から要支援の人の訪問介護や通所介護については、原則地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費で支弁するようになりまして、それ相当分の保険給付費による予防介護サービス費の予算規模は縮小しております。しかし、要支援の人に対する資源の投入量全体につきましては変わっていない他、この改正によりまして、それまで給付として当該高齢者の要求に応じまして、提供される傾向でございました予防給付を予防効果に係る必要性を基準に適切な量と内容で提供できるよう、運営を改めたものでございます。個々の高齢者にとってみますと、サービスが削られたと感じられる方もいるかもしれませんが、長期的な重症化の予防に向けては、さまざまな選択肢による個人の状態に応じた質のよいサービスが提供されるようになったと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） これも先ほどの後期高齢者と同じようなことなんですが、市としても低所得者層、特に今回もここで書いておりますように、生活保護の方や老齢福祉年金の方、こういった方々の生活、今、苦しんでいるということをも十分念頭に置いていただいて、今後の政策について協議をお願いしたいということをつけ加えまして、時間的な

関係で第3番目の方に移らせていただきます。

議第42号訴えの提起について質疑をさせていただきます。

令和元年7月1日より旧野洲病院が野洲市民病院としてスタートして、はや8カ月が過ぎました。市民の皆さんは健康と命を守る病院の継続存在と駅前での新病院開院を心待ちにしておられます。また、医療に携わっている多くのスタッフの皆さんも心機一転にて、頑張ってきていただいています。しかし一方、幾つかの課題もあり、今後、確固たる対応を整え、全市一丸となり、進むべきときです。

それなのに今回の提起は、スタッフとして従事されている方々を巻き込む重大な不安を与える提起となっています。そもそも毎年夏季一時金は支払われてきていて、働く人たちにとってはなくてはならない生活給として受け取ってきたものです。しかし、令和元年6月24日、御上会野洲病院は支給期日が近づく中、業績悪化を理由にして、突然支払えないことが告げられ、混乱しました。同年6月27日には御上会野洲病院に対して、滋賀県医療労働組合連合会からこの一時金の不支給に対する質問状も出され、さらに7月30日には御上会野洲病院清算人に連合会と野洲病院労働組合の連名にて、団体交渉の申し入れと要求事項が要請されています。

しかし、野洲病院解散までには解決されず、時は経過し、野洲病院内理事会で検討するとされ、その後、業務精査が当初予定より好転したということで、8月22日に清算人から約1カ月分支給決定が通知され、9月下旬に無事支給されたものです。今回の提起がスタッフの皆さんに大きな不安と動揺を与え、今後の病院運営に支障を来す懸念、行政に対する不信感も大きくなっています。

そこで、下記の質問をいたします。

1つ、金5,018万9,835円の内訳をお伺いいたします。

2点目、訴訟提起までに清算人と解決策の話し合いは行われてきたのかをお伺いします。

3点目、訴訟提起の発表後、清算人との話し合いはなかったのかをお尋ねします。

4点目、判決結果、必要がある場合は上訴するというふうに文章に記載されてありますが、この必要がある場合とは何を意味しているのかを伺います。

最後の5点目、同じく文章に和解することができるとの文面は何を意味しているのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の議第42号訴えの提起についてのご質問に順番にお答えをいたします。

1点目の5,018万9,835円の内訳は、いわゆる退職慰労金の名目で払われた支給総額5,013万3,729円と当該支給に係る振り込み手数料の5万6,106円です。

2点目の訴訟提起までの清算人との話し合いについては、これは既に議員各位にはご報告しておりますように、8月20日に文書をもって、清算人に対しまして退職慰労金名目の支給に関して注意喚起を行い、話し合いを行ってききましたが、進展がないため、弁護士へ委任し、包括的に対応をしたものであります。

3点目の訴訟提起発表後の清算人との話し合いについてでありますけれども、訴訟の提起の発表というのをいつの時点と捉えておられるかですけれども、2月13日の市議会野洲市民病院整備事業特別委員会のこの開催時期といたしますと、それ以後は2月14日に清算人及び清算法人職員へ本件に関する市の考え方を伝えておりますが、清算人等から特段の意見等はありません。

それと、2月19日には清算人に対しまして、決算見込みを作成したその根拠資料、証憑類の提出を求めました。3月3日にこれは受領いたしました。まだ私も内容を見ていませんし、事務的にも精査はしていません。

4点目の上訴が必要な場合、これはもう当然、判決に不服があった場合ということですし、次の5点目の訴訟を提起する場合の和解ですけれども、これについては、訴訟を提起する場合、定型的に付してある文言でして、訴訟ですから、当然、裁判所が和解を勧告した場合にはそこに臨むということをお記したものでありまして、それ以上の他意はございません。

この議案につきましては、提案説明をかなり丁寧に説明いたしましたつもりです。動揺があるとか何とかおっしゃいますけれども、2月1日といいますか、1日はお休みだったんですかね。院長が替わって、副院長が院長代行になった辞令交付を式として行いました。私も訓示をいたしましたし、新しい院長代行の職員に訓示をいたしました。その場所でもこのことは説明してきておりますし、その後も十分説明をしてきておりまして、次の野並議員もご質問通告ありますけれども、職員の動揺というのはないというふうに考えています。これは裁判制度をわかっておられる方だったら、理解いただけると思うんですけれども、清算行為を行った人へ訴えているわけですし、今、働いている元職員に対して何ら訴えも請求

も起こしておりません。訴えられた方が払った元職員に請求をされるという行為も法的には保証されておりませんので、職員に対しては払う必要はないということまでも伝えております。

だから、ぜひご賛同いただきたいと思いますし、先般の委員会でしたか、全協でしたか、工藤議員をはじめ、いろいろご質問があつて、弁護士に相談されたということでしたけども、ご理解をいただいて、その弁護士さんにも正規に私も職員もご助言、議論に行きましたけども、きちとした反論はなかったと理解しておりますし、さまざまなところとも協議をいたしまして、むしろこれはやるべきだと、やりたくはないけども、やるべきだと。もともとボーナスも払われていたとおっしゃいますけども、金融機関からほぼ1億円ずつ野洲市の土地を担保にしてボーナスを払っていたわけでした、私も本来職員さんにはボーナスを払われるべきだと思いますけども、それほど旧の御上会野洲病院の経営が厳しかった、その表れということでもあります。

最後に、6月、解散できるようにということで、これも先般の提案説明で言いましたように、議員の皆さんにご理解いただいたので、6,000万も急遽現金を支援したわけです。それほど厳しかった中でボーナスを払わないというふうに通告された。それを今になってこういうふうにするのを後追いで認めるのは法的に無理なので、やらざるを得ないわけで、いわゆる行政だけではないです。社会的なコンプライアンスを保つためにも、これはやむを得ない対応だと思っていますし、決して職員さんには負担がかからないように最大限のことができると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 回数が3回でちょっと緊張するのですね。今、市長の方からの説明、確かにここまでの病院特別委員会でもお聞きしております。私どもの捉え方と市長の捉え方は、やはり少し溝があるといいますか、差があると。それは特に申し上げたいのが一時金の取り扱い、これについては民間企業等でもよく行われていますように、赤字が続いて場合でも最低この一時金は生活給として働く人は捉えているので、最低限保証するという形で金額の差はあっても支払われているのが通常の働く人たちの問題としてあります。私どもも経験した中ではこういったことを過去に何回もやってきました。それで、企業は銀行からも確かに借りて支払うということが起きていたということが私どもは特に強調したい。

そこで、現在、答えていただいた中で再質問ですが、最初の明細という中に職員の方だけの金額だったのか、それとも職員以外の方の支払いがそこに含まれていたのか、その点をちょっとお聞きしたいんですが、清算人が出した文書の中には年俸制の医師は除くというふうに書いてありました。それで、それを解釈すると、今のスタッフの方だけなのか、裏を返して言えば、役員さんの方々にその支払われたものはなかったのかというのを追加してお聞きしたいと。

それから、2点目ですが、先ほど市長の発言の中に、話し合いを行って市が8月20日ですか、やりとりをされた中に、市は明確に何か答えるようなことをおっしゃっていませんけども、あの特別委員会でも申し上げましたように、8月20日のあの文書の内容については、市は全く関与しない、病院側の方で責任を持って対処できるのであればというようなことがはっきりと書いてあるわけです。その点が今、市長が答えられたことと少し違う点だということも1つここをもう一度お聞きさせていただきます。

それから、3点目のところですが、訴訟後の話し合い、これが先ほどおっしゃっていた2月14日、19日、こういったことで実際問うたということですけども、何ら返答がなかったということなんですけども、本当にその清算人、お二人の方からは何の意見もなかったのかを再度お聞きしたいと。ここで申し上げたかったのは、実際、裁判になれば大変な事態になると、これはこちら市側と、それから清算人側それぞれが、やっぱり苦労してこの裁判を取り扱っているということになる。ですから、実際、提起を実施するといえますか、議決をするまでにもっと話し合いができていれば、こういった問題を扱わなくてよかったのではないかという思いから、この問題を3点目で問うてるところです。

同じように、この4点目で聞いておりますのが、文書のところに上訴するとかいうことが書いてあります。こういったことをわざわざ書かれているということは1つ、ちょっと私どもから見る限りでは何かおどしではないかというような文章にも受け取れるんです。さらに、話し合いを進めるということで、市長としては、この問題を話し合いで解決させるということで、訴訟問題を取り下げるといふ英断を考えるつもりは、先ほどの答弁からはどうもなさそうですけども、再度、このようなことをお聞きしたいと。

以上の点で、もう一度お願いを申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 幾つかお聞きいただきましたけど、お答えします。

見解の相違じゃなくて、客観的な事実をどういうふうにきちっと対応するかということ

であります。まず、誰に払われているかという、年俸制の方は当然、ボーナスはないですから払われていませんけども、経営者、役員も全てあまねく受け取っておられます。だから、これは、いわゆる被雇用者、労働者への対応ではありません。

それと、責任の問題と言っておられますけども、これについては、本来、ボーナスが払える状態で解散されたか、していないのかという認識をしておかないとだめなんですね。これはすごいことが実際は起こっているわけです。御上会野洲病院というのは、経営破綻をしたわけですし、それも昨年6月末をもってという予定だったんですけども、それでも何千万のお金が足らなかった。工藤議員に本当は反問しようと思ったんですけども、ここで申し上げますけども、企業でもお金を借りて、ボーナスを出しているとおっしゃっていますけども、破産、倒産した企業がボーナスなり、何らかの慰労金を出しているということはこれはあり得ません。だから、今回、この野洲市が最大限、何年か前から配慮をして、おまけに野洲病院を支援していくと、新病院ができるまではということも皆さん、ご了解いただいた上でこれを進めているわけですし、だから今回、最後のところで今までのこういった経営がうまくいなくて、こうなったということですから、私もボーナスが払われるのはそりゃ好ましいと思いますけども、客観的に払えない状況の中でこういうふうになっているわけですし、それを決まってもいないものを経営者側が経営責任もとらないで自分たちが一番たくさんもらっておられるわけです。

ということでありまして、あと話し合いですけれども。それともう一つの責任で関係しているのは任せているみたいなことですが、これは何回も言っていますように限界であります。清算法人、清算人の権限の中に介入できないので、いわゆるノーコメント、職員さんにボーナスを出されるのはこれはいいけども、出せるか出せないかは法的に、あるいは税法上、責任を持って判断して下さいということです。先般も皆さん方が相談に行かれた弁護士と話しましたが、道路があって、渡れますよと。でも、誰も赤信号で渡れとは言っていないわけですし、どうぞ渡って下さいと言ったら、信号があるところだったら、自らが信号が赤か青かを見た上で渡るべきであって、そういう意味で、市としては清算人の清算行為が一切わかっていないわけですから、適正に判断して下さいということを伝えたいわけです。本来、伝えなくてもいいことなわけですけども、ですから、任すというのは当然、社会ルール、法、そういったものに準拠してやって下さいということであって、一債権者がそれ以上の介入はできないと思っています。

ですから、工藤議員たちが心配しておられるのは職員さんのことを心配しておられるの

か、野洲市は何も訴訟を起こしたくないです。いっぱい訴訟を受けているわけで、でも、起こさざるを得ない状況に追い込まれているものを逃げるわけにはいかないと、そういうことです。

それと、話し合いも今、言いました。あと、訴訟の中にいろいろ文言が書いてあると思うんですけど、これは控訴するとか、これは定例文句でして、訴訟を起こす場合、当然、日本の場合は地裁、高裁、最高裁とありますから、最初から一審で決着でやるという裁判はこれはあり得ませんので、書くわけで、こんなこと、悪いんですけども、ご質問には普通は当たらないというふうに思いますし、裁判所は和解勧告制度を持っていますから、裁判官がそういう判断して、裁判所がもうそろそろ和解されたらどうですかと、いわゆる痛み分けですね、ということであればということです。

それと、話し合いで解決というのはもう余地がない段階になっています、払っておられるので。実態は前もちょっと言ったと思うんですけども、なぜ昨年後半といいますか、年末に弁護士に依頼をしたかといいますと、そのときにも言いましたけども、法的な判断もさることながら、職員が行っても資料が一切もらえない、話ができない、暴言を吐かれると、全然進捗してなかったもので、どうなっているのかと聞いたら、訪ねていっても、何かかなり厳しい対応をされて、いわゆる取り付く島もないということでしたので、専門家、第三者を立てると、市の委託ですから、いわゆる第三者機関としての第三者じゃありませんけども、法的に権限を行使できる弁護士を立てて、向こうの調査、資料の聴取、判断、これを一括にやったわけで、実際、職員と向こうの方たちとはもうコミュニケーションがかなり厳しい状況だったというふうに報告を受けております。今になって、払う、払わんの話をするような段階ではないというふうに考えております。

ですから、工藤議員が心配しておられるのは職員さんへの請求がいくことを心配しておられるか、士気の低下なのか、そういうところについては慎重に対応しているつもりです。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私どもが心配しているのはこれからの病院経営とさらには、病院経営が中心です。というのは、市長は職員の方に動揺がないということをおっしゃいますけども、現実には動揺されています。特に今回、問題になったのが2人の弁護士から出てきました意見書、これをもとにして最終的には提訴へというふうに市は踏み切ることになったわけですが、この意見書の最終のところを書いてある、よくご承知のとおり、

もう一度読み上げます。

損害賠償請求をされた清算人から元職員らに対して本件退職慰労金の返還請求がなされる可能性がある、こういう文書が意見書の中に載っているわけです。こういったことも職員さんの方には伝わっています、現実には。だから、職員さんは不安を覚えるということで、現実には職員の方は不安に思っておられます。それは市長が聞いても多分答えてはもらえないと思います。なぜかというと、今、市民病院の市長ですからね。そういった点は現実には不安を覚えておられる。この不安によって、今後、そのスタッフで働いている看護師さん、医師も含めて、こういう裁判闘争がまた起こる、こういった中で、不安に覚えて、先生なり、看護師さんがもう今のうちやめていこうかということにもなり得るのではないかと。

それで、大変失礼なことですけども、私たち民間で経験したことを申し上げますと、私どもは民間ではリストラ問題でこういった問題がよくあります。そういったときに何が一番最初に起こるか、それは不安に覚えた人がやめる。それはまず自分の腕に自信がある人、先生や看護師の方、こういった方々が先にやめられるんです。というのは、自分の腕に自信があるから、どこでも自分は今からでもいける。現実には各民間団体でリストラが行われたときにはそういう実態が生まれております。そうすると、私ども病院のこれから先、駅前での病院建設、これに進んでいかなければならないところにさらに支障が起こるのではないかと、大変大きな心配を現実にしております。

私ども、この裁判については、最終的な決断をここで迫られますけども、これに対しては、やはり最後に言いました市長の方からもう一度この提訴については考え直してもらって、英断をして取り下げるということをぜひお願いをして、私の発言は終わらせていただきます。

3回やな。今の3回。

○市長（山仲善彰君） 質問してもうたら答えますよ。

○13番（工藤義明君） そうしたら、市長、済みません。今の段階で答えていただける分をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、職員の不安と提訴取り下げです。まだ提訴はしていませんので、議決していただいて初めて提訴できますので、取り下げというんじやなしに、議決して提訴ですから。

それと、職員についてはいろいろ要望を聞いていますけども、その中にもこれについて

は入っていませんし、労働組合もできていますので、労働組合の幹部にも当初から話をしていますし、今も、今日の朝も確認してきましたけども、おおむねこれについてはそんなに問題視をしていないということでもあります。工藤さんたちがどういうふうにご考えておられるのかわかりません。筋を通さない組織の方がむしろ怖いわけですし、それと倒産した会社と生きている会社の経営が厳しい、リストラの中だと、全く違います。そこの認識なわけです。旧法人は実際破綻をしているわけです。野洲市の2億2,500万円、最大優遇して2億2,500万円が最悪の場合、債権放棄をせざるを得ない状況の中です。それよりは少し増えましたけども、これも6月に6,000万円、満額は使われていませんけども、少なくとも人件費の大きな部分とか、補助したからこうなっているわけですし、その中で残念ながらボーナスが払えなかったということでもあります。そこのツケを野洲市が、じゃ、訴訟を起こさなかったらどうするのか。話し合いの余地じゃなしに、話し合いの時期は全く過ぎております。話し合いをしようと思ってももうできません。とするなら、訴訟しか、私も全然やりたくないわけですよ、そんな。ですけども、そういうことですし、あとのイメージとかは別の改善の中ですし、やはり筋を通す組織だということでもって、信頼感を得ていく方が大事かなと思っています。

イメージでいえば、特定の1社でありますけども、間違った情報に基づいて報道している新聞報道の方が、私はイメージダウンとしては、今、医療関係者から聞いていまして、大きいかなというふうに思います。ぜひそれに対してははっきりと、もしかそこまでイメージを心配されるんだったら、報道機関が誤った情報だと私は思っていますけども、私が言うよりは、党を挙げて、やはり公正な報道をされるように意見表明をぜひしていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員、よろしいですか。

○13番（工藤義明君） だめだよな。

○市長（山仲善彰君） どうして、もう終わっている。

○13番（工藤義明君） もう発言は終わったんですけど、市長、党の見解とか、それと今の私が質問していることは違いますからね。

○議長（岩井智恵子君） ここはちょっと発言をしないで下さい。

○13番（工藤義明君） じゃ、終わります。

○議長（岩井智恵子君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時28分 休憩）

(午前10時45分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋健康福祉部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 東郷議員の議案質疑の議第3号令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計の第1回目の答弁の中で、国に対し、国保に1兆円の投入を求めることにつきましては、平成30年第8回定例会で野並議員の云々ということで、「第8回」と申し上げるべきところを「第8月」と言ったようでございますので、これ、回数8回が正しいということになりますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 質問させていただきます。

まず、第1点目、議第13号令和2年度野洲市一般会計補正予算（第13号）について質問をいたします。

まず、今回、提案されている補正予算は訴訟事務委託料として146万円の支出です。今回の訴訟は御上会野洲病院の清算法人の理事に対する損害賠償請求です。9月25日に清算法人が元野洲病院職員に対して、退職慰労金として5,013万3,729円を払ったことに対する訴訟です。しかし、野洲病院の職員には6月初めにお金がないから夏季一時金が出ないということでありました。倒産をしていたなら仕方がないことではありますが、8月清算すればお金が出てきたということでもあります。それならば、当然、出すべき一時金であったと思います。一時金というのは、働く方にとっては生活費です。2カ月分が退職慰労金として1カ月になったということで、相当な影響があったと考えます。現在もそのまま今の市の職員として頑張っておられる、そういう方々もおられます。今回、損害賠償請求の訴えを起こすということは職員の士気の低下につながると考えますが、見解を求めます。

2点目、市は8月8日には御上会清算人に対して、正当な債権であれば、支払いは可能と伝えており、20日には責任を持って対処されるように説明されています。このとき、市は出すべきとも言っておらず、また当然、清算人は医労連との話し合いのもと、本来ならば一時金は2カ月が規定であるが、それを一時金とせず、退職慰労金ということで1カ月が出されました。今になって、弁護士の意見をもとに訴訟を起こすというのは混乱を起こすだけであります。この訴訟によって、清算人が敗訴すれば、最後は職員に損害賠償が

請求されるのではないかと疑心暗鬼になっておられます。裁判はしてみないとわかりませんが、市が敗訴すれば、債権放棄となりますが、勝訴すれば、また裁判が起こされるということになり、泥沼の状況に陥るのではないのでしょうか。ひいては市民病院のイメージダウンになり、職員の確保や医師の確保に影響が出るのではないかと危惧をしますが、見解をお尋ねいたします。

3点目に、1月15日の市民病院整備特別委員会の資料4において、8月14日から22日まで断続的に清算人の渡辺氏と話が行われ、説明し、了解を得るということになっております。資料2では滋賀銀行が振り込んだ記録がついていますが、14ページのうち1ページであり、黒塗りになっているため、市として顧客名はわからないものなのか、それともわかっていたのか不明であります。9月25日に慰労金が支払われた事実は明らかであります。それ以後、清算人に対して、清算事務に不審な点があるならば、話し合いを強めるべきであったと思います。平柿弁護士に依頼されるまでに清算人と話し合いが行われたのか、訴訟を起こせば職員の士気の低下や疑心暗鬼のような事態は想像できたのではないのでしょうか。見解を問います。

4点目、今、野洲市に必要なことは現在の市立病院の経営安定への努力、ひいては医師、看護師、技師、事務職員など、職員が力を合わせ、患者への対応にあたり、気持ちよく働ける環境づくりと市民が安心して医療を受けられる環境づくりではないのでしょうか。さらに、新病院建設に向け、力を注ぐべきではないかと考えます。今回の訴訟の146万円の費用はこの新病院建設に向け、足かせになると考えますが、見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の議第13号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第13号）に関するご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の損害賠償請求の訴えによる士気の低下についてであります。これは先ほどの工藤議員にもお答えしましたように、まずは法的に適正な対応をとということでありまして、これと士気の低下とは本来は連動しませんし、そういうふうにならないようあらかじめ説明、情報提供等を行っているつもりです。ただ、それぞれの職員さんの心までは全ては読めませんが、これまでの説明の中で一定のご理解はいただいております。士気の低下にはつながらないものと考えております。

次に、訴訟によるイメージダウンでありますけれども、今、いろいろお話ありましたけど、そもそも経緯までは詳細にこちらはわかってはおりません、向こうがどういう形で何を払

われたのか。それよりも、今のご質問で初めて知ったことがあります。清算人が医労連との話し合いのもと、退職慰労金を支給したという、これ、事実があったのかどうかです。もしくはこれがあったとしたら、労働組合との話し合いによって清算人が新たな債権を起こしたということになりまして、私たちの懸念していること、あるいは今後訴訟で主張しようとしていることの補足的な有力な材料になるというふうに思っています。独立した権限を持っている清算人ですから、市がどうのこうの、一番大きな債権者の1人ではありませんけれども、1社ではありませんけれども、何かおもんぱかって、いろいろやりなさいとか、そういうところまでは言えないわけですし、権限が逸脱をいたします。

どうも野並議員、旧町時代から議員しておられたので、旧町時代は首長も議員さんも理事でしたから、何かそのイメージがあるのではないかなと思うんですけども、そこはきちっと、やはり法的に襟を正して対応すべきなので、市としては、最大限の情報提供をしたということであります。そういう意味でイメージダウンは起こしたくありませんけれども、やらざるを得ないという提起であると考えています。

それと、職員に対しましては、これも先ほどお答えいたしましたように、十分な説明をしております。動揺を来すようなことがないようにしたいと思っております。

なお、組合の幹部には常に情報交流をしております。今回の訴えの提起に関しましても、反対ではないと、やむを得ないという一定の了解は確認をしております。

それと、イメージが悪くなるのを病院の健全な運営の中でいろいろやっつけていかないといけないわけですし、かといって、イメージばかり気にして、法的なところを曲げるというのもこれはあってはならないと考えています。

それと、清算人との話し合いですけども、これは先ほど工藤議員にお話をしました。本当に後でわかったことですけども、コミュニケーションがとれていませんでした。暴言を吐かれる、相手にされないということだったので、弁護士さんを立てたということでありまして、やむにやまれぬ対応であります。

それと、訴訟費用については、新病院建設の貴重な財源ではありますが、足かせになるというふうには考えておりません。むしろ、コンプライアンスを保つ組織だというふうには私は評価をされるというふうに思っています。この事態に至った中ではそういうふうなものだと考えております。むしろ、現在、市は2件の訴訟を受けておりますし、特定者による間違った事実を報道されている、これも私はむしろ大きなイメージダウンになっているのではないかなど。特に揺れる病院計画、これ、結構医療界に聞いていまして、なぜ計画が

揺れているのか、決してこの訴訟で揺れているわけではないです。読めば、何が根拠なんかわからないんですけども、見出しにそうなっているから、それがひとり歩きをしているわけですし、むしろイメージダウンはそういった状況の方が私は厳しいというふうに思っておりますし、病院の方も中身で理解を求めていくということで頑張ってくれております。

それと、今回の訴訟は市と医療法人社団御上会とにおいて譲渡契約を締結した後の清算行為で発生したものでありまして、市の債権保全のためにはとらざるを得ないものであるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 第1点目、士気は低下はしない、つながらない、低下にはつながらないということをおっしゃいますが、心まで読めないとおっしゃったように、やはり本当に動揺もありますし、よい方向には士気が上がるとか、よし頑張っていこうというふうなところにはつながっていないというのが現実で、どうなるんやろうなという、そんな今、状況だというふうに私は思います。

これが本当に誰のための訴訟になるのか。私はこの最後に言うたように、本当にこの市民病院がみんなが力を合わせて、市民の命と健康を守っていくんやということで、さらに頑張れる、そういうためにあるんであるならばいいんですけども、ここらあたりは1、2、3、4、全部つながっておりますので、2番目に言ったように本当に勝訴になるのか敗訴になるのかわかりませんが、本当に裁判がつながって行って、何か争いをしているなという、そういうイメージだけが伝わっていくのではないかという意味においては、私はコンプライアンスが働いていたという、そら、市側はそうかもわかりませんが、ちょっと野洲としての、市としてのイメージ、また病院としてのイメージ、みんなで頑張るやろうという、そういう士気というところは落ちていくのではないかと思います、その点、もう一回、お尋ねをいたします。

それと、1月15日に特別委員会で滋賀銀行のこれ、配付されましたね。これ、配付されたんですけども、14分の1ですから、市はこれ、残り全部14ページ分持っておられるんですね。それはここを見ていると、支払いの総額が5,013万3,729円で手数料という形で、金額的には少ない人で27万ぐらい、多い人で36万円ぐらいという金額しか、これ、見えないんです。多分、もう職員さんの1カ月分のボーナスなのか、その基準、1カ月分の慰労金という基準やというふうに思うんですけども、残り13ページ分をちょっ

と見せていただくわけにはいかないのでしょうか。それをちょっと。先ほどから、工藤議員の答弁で、役員に出ていたとか、いろんなことをおっしゃるんですけど、これを見ると、職員さんに1カ月分を払われたという、私らは資料しかもらっていませんのでね。残り13ページの資料の配付を求めたいというふうに思います。

それと、あと最後に、話し合い、和解ですか、和解というふうなことを最後は訴訟というのはそういう道があるのは聞いています。もめていったときに和解をという、それはそんな地方裁のところで和解というのではなくて、高裁にいったりとかいうふうなところら辺もあるでしょうし、だから、物すごく裁判という形になると長引いていくというのが予想されますね。ですから、そんな形でいつまでも職員の皆さんにどうなるんやろうというふうな気持ちを持っていただくのではなくて、市が今、思っておられることがあるんだったら、そういうところでは、やはり訴訟に訴えていくというのではなくて、本当に訴訟以外での話し合いの道の探求というのを見せんとあかんというふうに私は思うんですけどね。もうそういう段階ではないということをおっしゃいましたが、私はまだ道はあるというふうに思うんですけど、本当に道は絶対ないんですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まずは何を狙っておられるのか。イメージダウンの回避を狙っておられるのか、職員さんにお金が遡及されて求められないことを狙っておられるのかですけど、いずれにしても、今の客観的な状況の中ではもう払われてしまっていて、それを自ら清算行為を行っておられる方が市には払っていただけないということですし、明らかに余剰として出てきた9,000万強については、お支払いいただいているわけですから、今回の5,000万強についてはお支払いがいただけないということですから、これをどうするかということですので、現時点ではこれしかないというふうに考えていますし、それまでに至る前にも、何回も言いますように、本当に私が聞いているのでは厳しいやりとりの中で職員が清算人とやりとりをしていたということです。

それと、黒塗りのところが出せるのかどうか、私は原本をあえて見ていませんから、黒塗りでこちらが狙っているのか、あるいはこちらで黒塗りにしたのか、今回、もらった清算の明細書の中にもう一段の情報があるのか、そこを確認した上で出せる情報だったら出しますけども、ただ、個人の名前が入っていますから……。

○14番（野並享子君） 黒塗りでいいんですよ。

○市長（山仲善彰君）　ただ、総額からすると、本来のボーナスが大体1億円、何もかも入られて。滋賀銀行から過去にも何回か市有地を担保にして1億円ずつ借りてきているということからすると、経営者側のも入っているというふうに考えられます。そして、職員からそういう報告を受けた中で、私はやっていますし、総額から見てもそういうことであるというふうに考えています。

それと、裁判でイメージ悪いというたら、本当に私からしたら不当な裁判を2件、最終的に私に損害賠償を受けているわけですけども、これこそイメージ悪いです。裁判、でも、逃げないで職員もかなりの労力を使ってくれていますけども、やっているわけですし、これを何もなしにもみ消すのか、あるいは今、野並議員がおっしゃったように、話し合いでやるのかですけども、そういう意味では話し合いはこれまでもチャンスはあったけども、コミュニケーションは成立してこなくて、ここに至っているわけです。

それと、解散前の経費が本当にわかりません。キャッシュフローはあったはずなんですよ。約2,000万の人件費、そして約4,000万の薬剤費を渡していますけども、結果的に薬剤を全て買っているわけじゃないので、その分はきちっと確認して、返還をいただいていますから。だから、ボーナスを出そうと思ったら、出せたキャッシュも私はあると思います。だから、これ、清算の文書の内容を見て、分析していけば、もう一段のことがわかるとは思いますけども、ようやく3月3日にもらったわけですから、実務の中では本当に厳しい状況の中でやっていたわけで、監査法人とか専門機関も入れていたんですけども、清算人がきちっと真摯に情報を提供してくれない限りは、そこはできません。

それと、聞いていますと、弁護士さんは入れていません。普通だったら、これだけの清算だったら、弁護士さんを入れます。税理士さんも何か替わっているらしいです。職員から聞いていますと、手に負えないということで替わっているらしいです。

それと、これ、清算行為の中で、また若干のお金を残していますし、清算をやっておられる方はお給料をもらっておられるわけです。その分は市の返済額から除するというか、引くわけですけども、かなりの、非常勤ですけども、数十万です。そういった感覚でやられた結果がここに至っていると思いますし、恐らく6月までの法人もそういうような形で経営をされていたのではないかなというふうに思っていますので、これはもっともっと全部情報が握れるのであれば、市としては何らかの対応ができるかわかりませんが、法人が別、清算者の独立性から考えると、やむを得ず、最後にこれできれいに関係が整理できるという、やりたくはないけども、やらざるを得ない訴えの提起ではないかなと思います。

ちょっと反問します。

○議長（岩井智恵子君） 市長。市長、どのような。

○市長（山仲善彰君） いやいや、野並さんの提案をどうせよとおっしゃるのかですね。野並議員はどういう腹案をお持ちなのか。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員。

○14番（野並享子君） 議長の質問。

○議長（岩井智恵子君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。

市長。

○市長（山仲善彰君） 認めていただきまして、ありがとうございます。

いい方向に向けてやっていくためにちょっと確認でご質問いたします。

1つは、過去に、委員会でしたか、この報告をいたしましたときに、理事会でボーナスを出すことが決められていたとおっしゃいました。だから、根拠があると。もう一つは労働争議が存在していたので、それによって、払われることに根拠があるとおっしゃったんですけど、今回、そういうことを一切おっしゃいませんでしたし、この内容については、野並議員等のご意見を踏まえて、あそこで上げられた弁護士さんとも話し合いをしましたが、結果的に、私たちからすると、有効な反論はなかったというふうに思います。

その中でも、ボーナスが払われなかったのは、誠に私も残念だし、気の毒だと思いましたが、市立病院を存続するというのが本来であったんですけども、倒産した法人から職場が失われないで、もとの職場が保全できて、希望される方には就労の場が全て提供されたということは、これはまさに企業の破綻、労働問題からすると、これは市民からの大きな受け皿であるということを申し上げて、そこにも反論は私はなかったと思います。

そういう構造の中でやっているわけですので、これまでのご意見と今回が違う、その整合性のご説明が1つと、じゃ、どうすればいいというふうに端的に思っておられるのか、単に訴訟をしなかったらいいと思っておられるのか、話し合いをしたけども無理なのにな

だまだ話し合いをせよということで、それ以上の話し合いをしなさいという対案しかないのか、そのあたりを含めて、野並議員の責任あるご提案を承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

野並議員。

○14番（野並享子君） この間の病院特別委員会で話をしました。この労働争議の部分に関しましては、6月27日付で医労連の滋賀県医療労働組合執行委員長から質問状というのが出されております。病院の方にも質問を出しておられる。夏季一時金の不支給とか、いろんなことに対して質問を出しておられます。私、その質問という形で出しておられるというのは、やはり6月30日までに質問として出しておられるということで、そこから労働者と経営者側の部分が発生したというふうに認識をしておりました。その後の団体交渉の申し入れというのが、それが7月29日付で同じように出されております。ここで初めて要求事項ということで出されておりますので、弁護士の見解のところでは、ここら辺が27日から出発したのではないかと。しかし、団体交渉のところまではもう7月に入ってしまったというふうなところら辺で、労働争議というふうな部分は若干それが主張し切れるかどうかというところら辺において、裁判の中では分かれるやろうという状況でした。

何よりも、やはり私はこういうふうな形でボーナスというのは生活給ですから、払って当然やというふうに思います。倒産していたから何とかかんとかいうて、言われますけども、その6月中までに銀行からの借り入れというふうなところら辺も、これ、協定書やらで何か縛りもかけていますね。借金はするとか、何やらかんやら、いろいろと出されておりますから、本当に協定書そのものが不当やなというふうな部分もあるんですけども、経営者として、生活給として出せという質問状が出されたという段階において、やはり経営者としてされた行為だったというふうには思っております。労働争議かどうかというのは、それはもう裁判の中でどうなるかというところら辺だというふうには思います。

職場そのものを確保したという、受け皿として市が受け入れたという、これは私はすごい状況でよかったというふうに思います。特殊な業種ですね。お医者さんも看護師さんもそんな簡単に人は集まりませんから、そら、いい方をそのまま引き継いでいただくという、そういうところら辺では、やはりこういう道が進んでいったということは当然やったというふうに私は思います。全部首にして、それでもう一遍新たに募集なんてかけたら、そんな

簡単に人は集まらないなというふうに思いますので、当然であったと思います。

どうしていったらいいのか。私はさっきも言いましたように、市が訴える、今、2つ訴えられているというのは、受け身ですね。けども、市が訴えていくという、その行為そのものが長引いていく、裁判というのは今、訴えられているのかで、もう1年以上なっていますでしょう。だから、裁判というのはそんな簡単に決着が付くような話ではないので、いつまでも市が訴えを起こす側に立っているというふうなことはコンプライアンスがあったとか言われますけど、そうではないと思います。やはり、あんまり支持されないというふうに私は思います。やはり、今後も今の職員さんと一緒に頑張ってやろうというふうな意思疎通をとっていくためには、裁判ではなくて、本当にもっと話し合いでもって清算人に対しても話し合いを進めていくという、ここが基本やというふうに思います。弁護士しかそれに対応できなかったというところ辺りにおいては、やはり職員さんがすごく頑張ってこられて、できなかったというところにおいては、市長もそういう意味では話し合いをしようやないかという、そういう対応が必要ではなかったのではないかなと、もうけしからん、出しよらへん、けしからんというふうな、そういうふうな状況では話し合いにはならないというふうにも思いますのでね。やはり、粘り強く話し合いを私はまだまだすべきだというふうに思っております。

ですから、訴訟のこんな形を出して提起をしていく、予算を付けていくというんではなくて、私はもう取り下げていただくというのが一番で話し合いをしましょうというのが一番いいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員。

○14番（野並享子君） それはこの間の資料でいただきました病院側が職員さんに対して6月末の院内理事会において、令和元年度決算状況結果において再度検討することとしておりましたと、この文章をもとに発言をしていました。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○議長(岩井智恵子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並議員、答えられますか、今の、続きなんですけど。

○14番(野並享子君) 6月22日の時点で清算人から職員に対して、お金があれば再検討するというを病院内の理事会においてしていたということですから、そのときにそういうのが理事会の内部で話し合われていたならば、出す根拠が私はここにあるというふうに思います。

以上ですが。

○議長(岩井智恵子君) 反問はこれで終了いたします。

引き続き、野並議員、質問を続けて下さい。質疑。

○14番(野並享子君) もう全部言いましたので、この部分に関しては、訴訟の提起そのものも私は取り下げていくのが一番野洲の次の病院を立ち上げていくということにおいては泥沼化していく、この訴訟を引きずっていくというふうな形はとるべきでないというふうに思いますので、申し添えておきます。

次の質問に移ります。

議第22号野洲市商工業振興基本条例について質問いたします。

今回の条例制定はこれまで中小企業に対する条例制定を求めてきたもので、ようやくスタートできると歓迎いたします。今回の条例、第4条の基本指針に地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること、また地域経済の好循環を創出すること、地域の小規模企業者を中心に経営支援を行う、また第3条の基本理念には全世帯が住み続けたい、持続可能なまちづくり、そして11条で基本計画に基づく施策の実施のために委員会を10人以内で立ち上げ、調査、審議を行うということになっています。

このようなことから、以下の点を質問します。

第1点目、小規模企業者は市内にどれだけおられますか。製造業、卸売業、小売業、サービス業を問います。

次に、必要な事項は規則で定めるとありますが、素案はできているのか、答弁を求めます。

3点目に、委員会の立ち上げの時期はいつされるのか、お尋ねいたします。

4点目、さまざまな調査活動が必要と考えます。北広島市ではスーパーやコンビニから

500メートル圏域以外の地域を買い物不便地域と設定し、65歳以上の高齢者2,000人にアンケートを実施し、対策をされています。このような調査活動と対策などが必要と考えますが、見解を求めます。

5点目、第9条で市の役割及び責務で進行管理を行うとあります。このような条例ができますと、施策、計画、策定後の進行管理が必要であります。進行管理の報告は毎年行うのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の議第22号野洲市商工業振興基本条例についてのご質問にお答えをいたします。

5点目の進行管理の部分を私からお答えしますが、当然、計画ですから、進行管理いたしますけども、そのあり方も含めて、計画策定の中でご議論いただいて、計画の中で定めるということを想定しております。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 続きまして、1点目から4点目、私にお問いかけでございますので、まず1点目でございます。市内の小規模企業者の件数ということです。全体では1,066企業、これは商工会の調査になりますけども、1,066です。このうちの製造業が118、そして卸売業と小売業、これは統計上合わさっていますので、合わせて224、そしてサービス業が463、その他261となっております。

次に、2点目でございます。必要な事項を規則で定めることについての素案はできているかどうかというお尋ねでございます。現段階で想定されるものではありません。今後の基本計画も策定等において、必要に応じて規則を定めていくということになります。

3点目でございます。委員会の立ち上げ時期の予定ということでございますけども、本条例が成立すれば、これは速やかに計画の素案に着手したいというふうに思っていますし、プラス委員の選出等、その時期がありますので、おおむね7月ぐらいを第1回として開催する予定で準備を進めていきたいと考えております。

4点目のさまざまな調査活動と対策などが必要と考えますが、見解をとのご質問でございます。これも本条例の成立後に今の計画づくりをする中で、市民、事業者の代表の方、また学識経験者等の委員の皆さんにご審議いただくということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 商工会が調べられた1,066というこの部分は個人やら、またチェーン店とか、そういうのも全部含めての1店舗という形の数字なのかどうかというのをちょっとお尋ねいたします。

素案は計画の中で、規則は計画の中で決めるということですので、それは決めていただいたらいいんですけども、3点目の委員会、7月ぐらいに開催をとということで、10人の委員の選定をされると思うんですけども、常にこういうところでは公募の枠があるんですけども、このところには8番目までの中に公募枠がないんですが、公募という考え方は全く考えておられないのでしょうか。もう7月に開催をしたいというならば、成立してからですから、4月ぐらいから動くと思うんですけども、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

いろんな調査活動対策というの、成立してからというふうな中で議論がされるということですので、いろんなところでいろんなことをされているのはもうデータはいっぱいお持ちやというふうに思いますので、滋賀県でこういう基本条例をつくっているのは確か4市ぐらいしかなかったと思うんです。そういう意味では、やはりもっと野洲が率先しているようなことのモデルになるぐらいのものをしてほしいなというふうに思いますので、どういふふうな、この委員会の開催もですが、年間どのぐらいの形でこういうふうなものを開いて、どういふふうに対策をしていくのかというところ辺のプランをお聞かせ願いたいと思います。

市長に対して、この管理の部分なんですけど、常にこういうふうな部分はPDCAという形で、プラン・ドゥ・チェック・アクションというふうな形でされるというふうに思いますが、こういう中で振興計画、管理というのがされていくと思いますので、市長として、毎年当然行すべき内容やろうとは思いますが、計画策定の中ということですから、この計画を策定するのはどのぐらいかけて策定されるのかというところ辺はお答えをしていただきたいなと思うんですけど。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、どのぐらいかけてというのは計画策定期間をお聞きななかなと思うんですけど、これはもう来年度できるだけ早い段階に着手して、年度内には計画ができるということです。当然、進行管理は入りますから、やりますけど、ただ、この中身によりまして、毎年進行管理に馴染むのかどうかもご議論いただかないといけないと思っています。例えば、人権の場合はこれ、毎年進行管理していきまして、出しています。あるいは

環境の場合もそうですけども、この分野は市だけが大半をやれるんじゃないしに、むしろ民間、あるいは市民の取り組みが大半ですから、そういう意味で毎年のものに馴染むかどうかですし、あと市がやっている部門については、これはロードマップで進行管理していますから、そこに二重になるようなものであれば、もう少し期間を長くするという事も考えられますので、そのあたりを含めて、ご検討を委員会に委ねたいということと、委員については、部長がお答えかもわかりませんが、いろいろ検討いただいた中で、本来ですと、経済分野ですから、もう少し絞るんですけども、市民も消費者であって、あるいは働く人という立場で市民分野まで入れた計画になっていますから、広い委員ですが、あえて公募にするかどうかということについては、そこは条例の検討段階でご意見をいただいた上でこうなっています。

それと、現にパブリックコメントも意見ありませんでしたし、いずれにしても、計画策定は野洲市の場合、全て公開で、かつ傍聴者にも意見を伺うという場も与える形でやっていますので、あえてこの分野にまで公募にする必要があるかどうかということもあって、現行の案になっております。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 再質問にお答えします。

1,066はどのようなものかと、これは全体のやつ、商工会員の形ではありません。基本的には電話帳、あるいは巡回指導、地域全体を回っていただく中でチェックして、そして県に認めていただいたものでございます。実質的な数字やというふうに考えていただければと思います。

そして、3番、7月ぐらいで、市長が先にお答えしたとおりでございます。公募の枠の関係については、先ほどの市長の答弁でお願いします。

そして、プランということでございまして、大体、早期にやりたいというのがありますので、2年度の早目にと考えていますので、予算上、おおむね3回ぐらいを予定しております。

モデル的な取り組みをとということで、モデルというのか、今までの蓄積はかなりたくさんあります。野並議員が北広島市の事例を参考に提示いただきました。野並さん、前から恐らく知ってはって、かなり熟読されたと思うんですけども、私、ご質問いただいて、見せていただいて、時間、もう斜め読み程度しか読んでいないんですけども、この調査、これ、お金を使って業務委託されてはるアンケート調査、それと報告書と先ほど言いました

けども、報告書も一定、結論めいたことは読ませていただきました。

それを見ますと、今年から移動販売の試行をすとか、ガイドブックを作成すとか、15年ぐらい前から取り組んでいて、いろんな、前回工藤さんの質問にも福祉からお答えしましたけれども、地域資源のしおり、あるいは市民活動としての発展、そして民間の今、やっている業者のことも議会で全部述べました。そういう意味においては、かなり蓄積されたものがありますので、それをどういうふうに記し、また維持、発展していくかということが非常に大事だと思っていますので、一定、いいようになると思うというよりも、いいようになる前提で頑張っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当に中小の小規模を中心としたというところ辺においては、私は他のよそのを見ていると、もっと大規模な中小企業、もっと大きな従業員を抱えておられる、そういうふうなのも含めて、製造業なんかもされている中で、この小規模というところ辺に着眼をして、条例をつくっていかれるというのは、本当にまちの中で税金の循環ができるというのが本当にこの小規模やというふうに思います。ですから、ここが本当に市民が支え、市も支え、事業者も頑張りというふうな形のものがつくられていったならば、本当に力強いまちづくりができるなというふうに思いますので、そういうところにおいて、計画そのものが1年ごとで馴染むのかなという、それもあるんですよ。そんなん毎年ぴっとすぐぱっとできるようなものではないと思いますのでね。よそのを見ていると、5年とか3年とかいう形のスパンを設けて、目標値を出してやっておられるというふうなものもありますので、野洲として、そういった部分ができればいいなというふうに思いますので、別に私は反対するんじゃないくて、大いに歓迎をして、充実をさせていっていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 日程第3、議第2号から議第11号まで、議第20号から議第27号まで、議第29号から議第41号まで及び議第43号から議第50号まで、令和2年度野洲市一般会計予算他38件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第11号まで、議第20号から議第27号まで、議第29号から議第41号まで及び議第43号から議第50号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(岩井智恵子君) 日程第4、議第13号、議第17号、議第28号及び議第42号令和元年度野洲市一般会計補正予算(第13号)他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号、議第17号、議第28号及び議第42号の各議案は、会議規則第39条第1項ただし書の規定により、議案付託表のとおり、野洲市民病院整備事業特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第13号、議第17号、議第28号及び議第42号の各議案は、議案付託表のとおり、野洲市民病院整備事業特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第5)

○議長(岩井智恵子君) 日程第5、議第12号、議第14号から議第16号まで、議第18号から議第19号まで及び議第52号から議第53号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算(第12号)他7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号、議第14号から議第16号まで、議第18号から議第19号まで及び議第52号から議第53号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第12号、議第14号から議第16号まで、議第18号から議第19号まで及び議第52号から議第53号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。お疲れさまでした。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議第12号、議第14号から議第16号まで、議第18号から議第19号まで及び議第52号から議第53号までの各議案について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 改めまして、議第12号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第12号）につきまして、賛成の立場で発言させていただきます。

令和元年度野洲市一般会計補正予算（第12号）に対しまして、賛成の立場で発言いたします。

歳入、歳出における全体的変動内容については、適正に補正された結果として受けとめられます。しかし、プレミアム商品券項目については、一言発言させていただきます。

安倍政権によって、消費税引き上げが令和元年10月から8%から10%へと増税が実施されました。前回の5%から8%へ増税されてから、景気の落ち込みが完全回復しない中で、またもや福祉対策として国民の多数が反対しているにもかかわらず、強行採決。一方で、増税後に消費税が落ち込むことが明らかで、日本経済の後退を支えるとして、消費対策に販売側と消費者側双方に複雑な低減税率導入、また、カード利用のみによるポイント還元、さらに非課税世帯には逆進性の高い税制によって生活が圧迫されることを補助するとして、プレミアム商品券が導入されました。

このプレミアム商品券導入にはもとより問題あるものと指摘されていました。そもそも2万5,000円の商品券を得るには2万円の現金を用意しなければ手にできません。非課税世帯にとっては、この2万円を用意すること自体が困難な現実があります。また、商品券使用時に自分が低所得者であることを知られる不安感から利用を控えるなどの指摘もあり、当市での利用者は予測の8,000人から約4,000人の利用者だったということが今回の補正結果は示しています。最初からそれであれば、差額の5,000円を渡せばもっと有効にできていたのです。

安倍政権は消費増税を実施し、一方では多額の税金を投入して、国民を混乱させ、消費低下を招き、結果、景気は落ち込みました。安倍政権の政策は失敗し、行政にとって市民税からの持ち出しはないものの、プレミアム商品券対応に費やされた人件費など、全国での

支出は全く無駄であると言わざるを得ません。結果的には、行政としても被害者となったのではないかと発言いたしまして、この12号の議案に対しましての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第12号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（岩井智恵子君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第19号令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議第52号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は適任とすることに決しました。

次に、議第53号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は適任とすること決しました。

(日程第6)

○議長(岩井智恵子君) 日程第6、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。

その順位はお手元の代表質問の一覧表のとおりであります。

それでは、日本共産党野洲市議会議員団、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。日本共産党議員団を代表としての代表質問をいたします。

まず、お断りしたいんですが、私は第1点目に新型コロナウイルスの感染症対策についてを取り上げさせていただきました。この資料を提出するにあたりましては、25日以前の状況、資料に基づいて文書を作成いたしました。内容的には少し現状と違う点も出てくるかと思えます。また、数値的にも変化しております。その点はご了承願ひまして、質問をさせていただきます。

まず1つ、新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症が中国発生から今や世界各国へと広がり、日本でも感染者が増え続け、既に死亡者まで出ました。また、国内で報告されました感染者数は重症者も含めて、今や1,000人の上ろうとしています。お亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈りすると共に、感染された方々へのお見舞いを申し上げます。

さて、野洲市においては、去る2月19日、また28日と感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された旨の発表があり、また28日の分も発表がありました。しかし、第1回目の確認事項、第2回目とこの内容におきましては、その内容を見る限り、幾ら第1回、第2回の内容とはいえど、最大限の緊急課題ということにもかかわらず、具体的内容が記載されているとは言えません。

そこで、お尋ねいたします。まず、1点目、危機管理課では今回のような感染症対策については、どのような方針があったのかをお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、日本共産党野洲市議団を代表しての工藤議員の市政全般についての新型コロナウイルス感染症対策の1点目、危機管理課では今回どのような感染症対策について方針があったのかというご質問についてお答えをいたします。

方針を定めた経緯といたしましては、新型コロナウイルス感染患者が国内で確認され、その感染状況が日々変化していく中、関係機関が連携しての対応が必要となることから、市では1月30日に関係機関による新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を開催し、国及び県の対応状況の確認や市の今後の対応について協議を行っております。そこで、市民に対し、感染防止に向けた注意喚起等の強化をすることとしておりまして、いずれもずっと掲載はしてございましたけれども、市のホームページの充実やメール配信サービスなどを通じて、注意喚起等の強化を行っております。

さらにその後、国内で感染経路不明の感染が発生したことを受けまして、プレス発表のとおり、2月19日に野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対策本部において、市がこれまで行ってきた市民への注意喚起等のさらなる徹底や3月末までを目処に市のイベント等の自粛及びイベント主催者等への自粛の要請などを決定したものでございます。

この対策本部設置当時でございますが、県はイベント等の自粛の要請はされていませんが、近隣府県では既に感染者が発生していたことを受けて、市は感染リスクが高いと判断

して、方針決定をしたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、説明をいただきましたが、特に今回聞きたかったのが、危機管理課の方で災害等に対してはいろいろな備品の備蓄等が用意されております。感染症という部分に関しての備品等は現実には何かマニュアルで用意されているものなのかをお聞きしたいんですが。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、工藤議員の感染症に対する備蓄等についてのご質問についてお答えをいたします。

備蓄の品でございますけれども、市ではマスクを備蓄しております。あと、防護服等の備蓄をしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） できれば、今、報告をいただきましたマスク等、今、市中ではなかなか手に入らないというのは、この野洲でも実は実際起きています。もうご承知のとおり、レトルト食品、それからインスタント食品、他にはそのマスクですね。一番私らが驚いたのが中主のイオンでしたか、お米までもう棚にないというようなことまで発生しているわけですが、現実には今、必要なマスク、これは市からの呼びかけにもマスク等の着用が言われていますけれども、現実には市中で手に入らない場合、そのマスクということについてはどういうふうに捉えているのか。例えば、危機管理課の方にお問い合わせしたら、分けてもらえるというようなものなのか、またマスクの現在の備蓄数、大体何人分ぐらいというのがわかればお願いをしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、マスクの備蓄状況とどのように考えているのかということについてお答えをさせていただきます。

マスクの備蓄でございますけれども、保存状況等、確認をする必要がございますけれども、現在、約8万5,000枚ございます。配布でございます。確かに市場ではなかなか手に入らない、国の方が増産を要請されていても、なかなか皆さんの手には行き届いていないという状況は認識しております。このマスクにつきましては、緊急時に備えてのもので

ございますので、現在のところ、配布する予定はしておりません。状況等を見て、検討は必要があるという認識でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、マスク等不足している品、私が申しあげましたように、このマスク等、またはデマではないですけども、そういった情報が流れてしまって、必要でない方までが買いだめに走っているという現状、この野洲市でも結果的には同じことが起きました。今後、今、政府からはテレビや新聞でも控えるように、十分にありますよという訴えをされていますけども、市としても、今後、機会あるたびにパニック状態で買いだめに走らないようにという要請、ぜひともまたお願いをしたいということを行いまして、次、2番の項目に移らせていただきます。

市民の不安に対しまして、正確で機敏な情報提供と市役所内に相談窓口を設けること、また野洲市ホームページのトップ画面に新型コロナウイルス感染症コーナーを特設し、情報の一元化を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、工藤議員の2点目のご質問で、市民の不安に対する正確で機敏な情報提供、市の専門相談窓口の設置や新型コロナウイルス感染症の一元化についてということのご質問にお答えをいたします。

初めに、正確で機敏な情報提供につきましては、感染症関係の所管となります健康推進課が中心となりまして、感染防止の専門相談窓口などの情報を常に更新しながら、チラシ、案内文等を作成しているものを市のホームページの掲載や各種施設で掲示、配布、あと市のメール配信サービスなどで情報提供をしている状況でございます。

次に、専門相談窓口でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の専門相談窓口は国、都道府県、政令都市での設置、対応となっております。滋賀県内では県の健康福祉部業務感染症対策課及び各保健所にて設置をされております。市の相談窓口としては、健康推進課を案内しているところでございます。また、市のホームページで専用のコーナーを設けることにつきましては、市のホームページのトップ画面の大事なお知らせコーナーに新型コロナウイルス感染症対策に関する記事を集約しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この2番の項目におきまして、専門相談窓口、これ、今、おっしゃっていただいたわけですが、この野洲市で今、市民病院がスタートしているわけですが、病院の方でも結構この問題で問い合わせがあるかと思うんですが、そういうところも市として独自の相談窓口というのは計画、もしくは検討というのはされていないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） この専門相談窓口でございますけれども、対応は県、そして国となっております。しかし、病院等でも問い合わせはございますので、そちらの相談については病院の方で受けさせていただいております。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、病院の方が窓口であるんですか。受付のどこですか、相談窓口。

○議長（岩井智恵子君） 吉川部長。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市民病院、吉川でございます。

病院の方では、医療安全管理室が対応してまして、1月以降今日まで、先ほどもちょっと確認したんですけれども、問い合わせはこれまでに3件ありました。うち1件は電話、それぞれ電話で問い合わせなんですけれども、1件は保健所の方にご案内するのと、あと2件はこちらの方で症状などを確認してご案内したというようなことは聞いております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） たくさんの項目、ちょっと聞きたいんですけれども、学校問題を特にここでは通知はいたしていないんですけれども、この2番の項目でちょっと問い合わせをさせていただきたいわけですが、現在、今日から学校の方が休校扱いとなっております。野洲は月火と、通常どおりの体制ということでとられました。他市に比べて、この月火の2日間が通常ということで、日程的には他市に比べて準備期間というのが持てたのではないかと誘因して、市の2日間の余裕というのは非常によかったのではないかと思います。

しかしながらも、今回の突然の一律的な休校の要請を政府がやったということで、市が大変混乱しているということは承知しているわけですが、私ども、昨日も行きました吉川の方にスクールバスが出ております。スクールバスに関してとまるのか、とまらない

いのかということがありまして、父兄の方はバスが出なかったら、子どもたちは学校への行かさないということで、たまたま昨日見に行きましたら、40人の子どもたちが乗っておりまして、そのうちの12名が学校の方には行きますという返答をしたということなんですけども、バスの運行がされていれば、親御さんたちも子どもさんたちを学校へ行かせることができるということがありました。この件に関して、バスをぜひとも今の状態、平常のままで出していただきたいということをこの2番の項目で文書通告はありませんけど、回答をお願いしたいかと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新型コロナウイルスの感染症、ちょっと整理をして申し上げます。基本的に都道府県がやるということになっているので、市はさっき部長が答えた当面の窓口は設けていますし、対応はしますけども、情報は基本的に入ってこない形になっていきます。ですから、新聞とか報道で案内されているように、まずは相談窓口、電話、そして保健所、ここが結節点です。市民病院も当然、本部のときに体制を敷いて、万が一来られたりとか、あるいは相談があったらということですけど、積極的に相談機能を持てる情報も機能もないので、さっき、部長が答えましたように、相談があったら適切に対応して、関係機関につなぐとか、あるいはあらかじめわかった範囲であれば、個別で安全を保ってとか、あるいは入っていただかないで案内するとかといったきめ細かい対応をしております。

それと、これを本部を設けたのも、滋賀県が18日にまだ自粛要請しないと、そして担当者会議を開きました。私はそのニュースを夜知って、翌日、担当者会議の復命を受けました。これはおかしいと、滋賀県で患者さんが発生していないから、まだ積極的な行為を行わないと。県境でウイルスがとまるわけでは全くありません。もう通勤通学圏ですから、京都、大阪、和歌山が出ていれば、当然、一帯の圏域と考えるべきだということと、感染経路がわからないということで本部を開いたと。

そこに、先週の木曜日の夜に総理が全部休校、急遽だったので、基本的には教育委員会に任したんですけども、朝、教育委員会が持ってきたのでは国のとおりにするということがだったので、これは逆に大変だし、学童保育でもかえって危ないと、40人が1部屋に入っているということで、議論して、大きな方針としては、学校園は全てあける。ただ、保護者によっては心配されるので、保護者の判断に委ねて、来てもらうか、来てもらわないかをするという大きな方向を決めて、本来ですと、そこまで金曜日に持って帰ってもらうつもりをしていたんですが、情報がそこまでいっていないので、最終的には金曜日、ホーム

ページに上げましたけども、準備期間として、月火、置いた上でやろうという判断で来ています。可能であれば、集団登下校して、バスもということだったんですが、どれだけの人数があるかわからないということなので、今後状況を見ながら、できるだけ登下校の対応をしていくように、今、方針はやっていますが、そう簡単ではないので、バスの運行のあり方とかですから、市としては、最大限サービスを供給したいということです。

あと、給食については、全てフルに出そうということで、希望者がわからない段階から食材を用意して、提供して、だんだん実数がわかってきたら、そこへ絞り込んでいこうということですので、バスは出せば出したいんですけども、人数の問題、確認の問題、受け入れの問題等々がありますから、それと密室性の問題等もありますので、現時点では個別に送迎いただきたいと。確かに、学校園には行かせたいんですけども、登下校を保護者が直接送り迎えをせざるを得ないというところが1つネックになっていますので、できるだけそこも介助をしていきたいと思っています。

これ、お昼にちょっと発表していますけども、幼稚園ではほぼ半数、保育園ではほとんどが来ておられます。学校では近隣のまちを見ていまして、それよりは高い比率で来ていると。野洲の場合、6年生まで受け入れていますから、ならずと27.6%ですけども、1年生から3年生までで行くと、学校によって差がありますけども、37.8%の児童生徒が小学校では来ていると。中学校は比較的少なく、ならずと5.7%ですが、個々にまた大変だから、受け入れてほしいということがあれば、随時学校は動かしているということがありますので、そういう対応をしようと思っています。

改めて言いますが、ちょっとバスについては、ご要望もわかりますし、私も方針としては動かした方がいいと思っていますが、いろんな調整、対応があって、それを見極めながら、今後はできるだけ可能な範囲でやっていこうということです。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、市長からバスを動かしたいということで返答をいただきまして、大変吉川地区の皆さんは安心するかと思います。それで、統計をもし数字的なものをとられるのであれば、バスが運行されれば、子どもたちを学校に行かせるというようなことで回答してもらえると実数をつかめると思うので、その点はどういうふうに関後ニーズをつかんでいかれるのか、今の段階での回答がいただけるものがあれば、お願いをします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） バスの運行がされれば、希望されるところが出てくるのではないかというご質問ですが、この点に関しましては、それぞれの地域でもう一度子どもたちに通知をせなあきませんので、少し時間がかかるかと思うんですが、1回そういう、できる方向で調べてみたいというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 現在、市が出されておりますスクールバスは吉川地区に2台ほどが運行されているということで、利用者が110人ほどおられるということなんですね。その中で人数的にどの程度になるかはまだこれからでしょうけども、人数が少ない、多いということでのバスの運行を取りやめということじゃなくて、バスを運行するという基本的な構えをそのまま維持していただきたいというふうに思います。結果的には、バスの費用、こういったことの予算も含まれているわけですから、そういったことの実施については、どのような難しいことがあるかという運営の仕方ですね。正直言いますと、私自身がどれだけ難しいことなのかというのはつかみ切れません。しかし、基本を市長がおっしゃっていますように、バスを運行するという基本に立っての検討、すぐにでもやっていただきたいと。時間がかかるということで、1週間、2週間経っては意味がないので、大変今、お忙しい時間を過ごされているということも聞いております。そういった中でも、やはり今回の問題は行政側として、時間がかかるような立場に立つのか、それとも子どもさんや親御さんの側の立場を考えての結論を出すのか、その辺、非常に重要かと思います。ましてや、本来学校がある時期、休校するという非常事態ですから、ぜひとも子どもたちが学校に行けるといいうのを守っていただきたいというふうに思いますが、この点だけお聞きしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、言われたように、早急に対応したいと思います。今日が水曜日ですので、木金、ここで判断して、今週中には答えを出していけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど、ご質問で触れていただいた28日の本部会議、これは学校園対応をメインにして、それとあわせて、全機関の情報共有です。方針は基本的にできるだけ安全を保ちながら、学校で受け入れを希望される場合は受け入れようということをや

っていますが、それとバスについては、午前中に教育部長に今、おっしゃったように、動かすにあたって、問題、課題が何があるか具体的にそれを上げてほしいという指示はもう既にしています。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） はい、わかりました。

次、3点目で質問させていただきます。

現在、国内の発生状況を見ますと、滋賀県内、またこの野洲市でも発生しないとは言いきれない事態と確かになっております。現状を鑑み、発生時に対処するため、行政としての万全の体制を整えていただきたい。医師会及び関係機関と連携、協議し、検査体制及び受け入れ医療機関など、万全の体制を整えておくこと。

なお、感染者に対する差別や地域の風評被害も見受けられ、十分配慮した対策と啓発を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

なお、これは先ほど申し上げましたように、文書作成が25日以前なので、中身は変わっておりますので、その点を考慮してお願いをしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 高橋健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、工藤議員のご質問の3点目の新型コロナウイルス感染症発生時の体制のご質問にお答えをいたします。

1点目の市民部長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

本市では、感染者、患者の発生や感染拡大を防止すると共に、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的に、去る2月19日、野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。新型コロナウイルス感染症は基本的に当該感染症発生時は感染症法、正式の法律名は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律という名称になっておりますが、この法律に基づき、国、都道府県、あるいは指定都市が対応し、制度的に基礎自治体である市町村への情報は、先ほど、市長も少し触れましたが、非常に情報が入りにくいという状況がございます。本県におきましても、基本的には県が責任を持って役割を果たすので、市町には知らさないという対応であることから、本市では与えられた少ない情報の中で対応を判断することとなります。

また、医療体制整備は感染症法に基づき、都道府県及び指定都市が行うものとなっております。既に県内の第2種感染症指定医療機関において、感染症者の受け入れや診療を行

う体制が組み立てられており、また検査についても新型コロナウイルス感染症の検査機関が県内に設置されております。

なお、市民への啓発に関しましては、本市の第1回対策本部会議において、感染力が高い当該感染症対策として、市主催事業のイベント等は3月31日まで中止、または延期することとし、市以外が主催するイベント等の開催を自粛することについて、その主催者や自治会等の市内関係団体に要請したところでございます。

また、感染した方やその家族に対して、不当な差別、いじめ等の発生を防ぐため、市のホームページに正しい情報に基づいた冷静な行動をとっていただくよう、市民の皆様へのメッセージを既に掲載しているところでございまして、今後も状況を見ながら、関係課と連携して、人権への配慮についても取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 全体との関わりと、先ほど再質問させていただく中と関連してくるわけですが、ここのところで申し上げましたように、医師会等との相談、そういったことを文書で書いたわけですが、今回の学校の一律化で休校をするという、国の方針、これにつきましては、それが強制でないために市町での結論ということで変更可能だという内容になっております。そういった意味で、この野洲、月火では通常どおり、本日から休校、この決定にあたっての結論を出す上で、医師会等の話し合いとか助言をいただくとか、そういったことはなかったんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、医師会というのは、まず保健所との連携が強い。さっき、部長が言いましたように、滋賀県が責任を持つ。ここでしたら、南部の保健所ということで。ですから、学校の判断はさっき申し上げたように、急でしたから、まず教育委員会で協議した案をつくって、28日の市の対策本部で決めました。医療に関しては、健康推進課、保健師、医療職がおりますから、そこを入れて議論していきまして、直接医師会等々は協議をしていませんし、医師会との関係はむしろ保健所です。

それと、滋賀県内に濃厚接触者がいるという情報がありました。ちょうどこれが消防の、ここに同じ場所がおられた方がいると思いますが、消防の議会の日、工藤議員もそうでしたね、消防議会の日に公表されています。ちょうど終わってからその足で電話してもらって、私、保健所長に出会いに行きました、最大限情報を欲しいということで、あの

日、議会が終わってから。そしたら、何を言われたかといったら、もうはっきりと部長が言いましたように、責任も全部とるので、情報は一切渡せませんということでありました。そうしたら、政府は自治体と連携していうて、総理が言っているのにこんな状態ではあなたたち責任とってくれるのはいいんやけども、責任をとれるんですかと。だから、自治体の長とか、自治体のきちっと秘密を守る衛生部局とかに情報が渡らんと困ると言っ、帰ってきたんですけども、翌日、何か県でもう一回、その日だったか、来る前にか、会議が開かれたということで、改めて危機管理官が、土木事務所長が危機管理官になっています。土木事務所長と保健所長が来まして、また情報が、報告がありましたけども、それに関しては、報告がなかったの、どうなっているのかと聞いたんですけども、一切情報がありません。

それともう一つは、検体の調査が滋賀県ではどこでやっ、何件できるのかというのをそれで聞きました。国と同じ制度でして、国の場合はずっと国立感染症研究所でやっ、していました。ようやく民間に出そうというふうになりましたけども、滋賀県では衛生環境センターです。能力はと聞いたら、30人分。一応、1人2検体とるので、60検体いけるんですけども、2検体とると30人分、1日しかできないと。これ、いつからできるようになったん言うたら、日ははっきりしませんでしたけども、結構、調整が難しく、苦労してようやく検査体制が整って、そういうことだということですので、なぜ今、こんなことを言うかといいますと、市はできるだけのことを本部を開いて情報交換もしていますけども、医師会に入ってもらより、市の病院がありますから、そこは情報交流していますけども、たちまち医師会に来ていただいても、恐らく何の情報もないと思っています。保健所長が責任を持って仕切るという体制になっている限りは、市で最大限これまで取り組んできたということであり、ます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長、済みません。先ほど感染があったかもというのは、滋賀県、野洲、どちらで。

○市長（山仲善彰君） 滋賀県ですよ。

○13番（工藤義明君） 滋賀県の方ですか。

○市長（山仲善彰君） 報道されてましたね。

○13番（工藤義明君） けさですか。

○市長（山仲善彰君） 感染じゃない。濃厚接触者が。

○13番（工藤義明君） 失礼しました。

○市長（山仲善彰君） 消防の日です。

○13番（工藤義明君） 今回、学校がちょっと中止になるかもしれませんが、市町で野洲市としては、学校をそのまま継続するという考え方というのがなかったのかどうかというのを聞きたいんですけども、昨日の新聞でしたか、京都の伊根町の方は6日までは平常どおり学校は開きますということで言われて、その後もどうするか、まだ検討するとはしていますが、その判断はなぜかいうと、近隣地区での感染者が出ていないということで、学校はそのまま継続するんだということがありました。

こういったことも野洲でも可能ではないかと、特に今回、国が示したのは学校は閉鎖した方がいい。しかし、学童は開いて下さい。この学童を開いて下さいと。何の意味があるのかと。もう一つは、やはり子どもたちよりも、大人の方の行動範囲が広い、こういった方々をとめなくて、子どもだけを隔離して、それもまた意味あるのかということも非常に疑問が持たれるところで、お聞きしたいのは、先ほど申し上げましたように、学校を、今日は休んでいますけども、休まず続けるという考え方がなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき言いましたように、木曜日の夜、突然総理がいかにも全面休校、休業というメッセージが流れました。教育委員会は当初、そのとおりでいうことで、もう校長会で話し合ったということで、多分、違ったら訂正してもらったらいんですけど、私に報告があったので、その場で議論して、学童の方が危険じゃないかと、学童を開かれるのかどうかということも議論して、それなら学校は開けた方がいいではないかということで、いわゆる裏ではフルサービスをします。ただ、あそこまで言われたら、保護者にとってはご心配なので、ご心配で対応できる方はおうちでなり、ご自分で対応されたいと思う。これを学校を開けるとなると、また別の問題が生じます。心配なのに学校へ行かないといけないのか、休みになるのではないか、不登校になるのではないかということで、いろいろ議論した結果、この対応がいいだろうと。それと、情報の集約とかで1日か2日遅らせたいということで、最終的にこうなりました。

恐らく開けておけば、保護者から国、総理からこれだけの指令が出ているのになぜ野洲市は開けるんですかと。あるいは学校の先生からも全ての先生に情報が共有化できなかつたら、野洲市は大半が休んでいるのになぜ開けるのかということになって、また別の混乱

が起こるので、きちっと受け入れはするけれども、今言った対応をしたという。議論の経過、方針はそういうことで、一定の明確さは私は持っていると思っています。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市としての苦しみをここまで持っておられての結果というのはよくわかっているつもりです。しかし、今現状として、子どもさんや親御さんたちが大変苦勞されていると、また子どもたちは単純な子は学校が休めていいということ言っている子も確かにいます。しかし、基本的には、子どもたちは義務教育の間学校に行くということが基本なので、そのところは保っていただきたい。現実にはそういう市町がこうやって、マスコミでも発表されました。そういったことから、非常に私どもも言いにくい点ですけれども、子どもたちの安全を守るということでは、狭い空間に押し込めるといのは感染のリスクが高くなるということはおわかりです。しかし、それを一律に何もこの野洲市がやるということを拒否してもよかったのではないかとということがあっても、それをしないということは何か野洲市としては不都合があるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何回おっしゃるんですか。まず、教育委員会はまだ決めたというふうに私のところへ持ってきて、安倍総理のとおりすると言ったわけですよ。時間が限られている中で、私は学童で朝からという、これの方が危険じゃないかと。でも、完全に休んでしまったら、今、言いましたように、先生からも保護者からも、総理があそこまで言っているのにどういう根拠でもって学校をあけるのかという、また議論が出てきます。ですから、受け入れは万全にしておいて、あとは保護者のご判断にと。通学・通園の、通園の問題は保護者が送ってこられるから問題ないですけど、通学が若干懸念があるので、私は会議でもはっきりと場合によっては、見回りの方へもと言っておいたんですが、教育委員会は数を見ないとわからないということになって、バスもとめる、当面は集団登校しないということですけども、これは私、結果としては、致し方ないんですが、学校を野洲市が堂々と県内でもそんなことやっていないのに開けますという判断は私はなかったと思いますし、ただ、状況を見ながら、もっともっと対応できるように、送迎とかができればいいと思います。給食もどうするかというのも、当初から給食は提供しようと、これも随分議論したわけですよ。お弁当という案があったんですけども、給食もやると。ちょっとないないねだりで、その状況の中の限られた時間でできるだけ早く判断をして、学校に周知をして、保護者にお知らせをしようということからすると、いきなり野洲市は休業、休校しませんという判断

は、私はなかったというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の市長の答弁に加えまして、野洲の場合は近隣の市町と隣接しておりまして、またあと、就業関係で出入りが非常に多いということで、京都の伊根町のような、やっぱり環境と大分違いますので、そこら辺の危険性はかなり高いのではないかなというふうに判断しております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 教育長が言うかと思ったんですけどね。県費の特別支援学級の先生、これは県は県の方針で休校、休業だから、仕事してもうたら困ると言っているわけです。だから、万全の体制がとれないわけです。

それともう一つは、野洲市は希望の方は全部受け入れるということですけども、他のまちはもっと厳しいわけですから、野洲市へ来れる先生、保育士さん、ここにも限界があるわけであって、学校園は最大限開けますという方針は出していますけども、その段階では働く先生、保育士さん、幼稚園教諭が確保できるかもわからないわけですし、よほど大量の人を抱えている町の閉鎖的な中での地域社会のところだったら、できるかもわかりませんが、伊根町と野洲市を一緒にしてもらったら困ると思うので、ぜひないものねだりをいつまでもやらないでいただきたいなと思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 冗談と違って、ないものねだりということではなくて、現実に野洲市は2日間、他の市に比べたら、後ろに学校の休みを遅らせたわけですから、たまたま伊根町は6日までずらしたということなんです。だから、私はあえて、確かに全然地域は違います、あそこは日本海に面して、人口も少ないところで。それであえて紹介をしたということなので、今後も市としては対応を、これからもまだ大変な苦労があるかと思います。ぜひともこの新型コロナウイルス、野洲市独自で他の市に比べたら、まだ大変取り組みとしては進んだやり方が今、発表されています。私どもも他市の状況をつかんでおりますけども、今、市長がおっしゃったように、他の市に比べますと、割とまだ前進した進み方が今現在されておりますので、これからもこの新型コロナウイルス対策については、子どもたちだけの問題と違って、全体のものとして、取り組みをさらにまた今後お願いをしたいということで、最後に4点目が残っていますので、質問させていただきます。

4点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症が発生した自治体では、観光や産業、関連企業で深刻な影響が見受けられます。市内でも既に顧客が減ったという声も寄せられております。県でも相談窓口を設置しておられますが、本市でも打撃を受ける産業への支援策というのをぜひ検討されるべきと考えますが、この件の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 工藤議員の4点目のコロナウイルスで打撃を受ける産業への支援策を検討すべきではないかというご質問についてお答えいたします。

現在、国の施策として、緊急的施策でございますけれども、中小企業の業況が悪い、これはテレビも報道されていますし、工藤議員のおっしゃったとおりでございます、そのことを踏まえて、資金繰りの支援制度を中心にできています。今、直近で動いているので、2日前、3月2日に告示されたんですけど、これはセーフティーネット4号、いわゆる突発災害、自然災害の適用枠です。これが3月2日告示されました。これは我々も含めて、各自治体が災害、この枠をこれに適用してくれという要望を聞いて、国が動いたというのがあります。

そして、もう一つがこれは今度2日後、3月6日、これは予定ですけども、間違いなくされると思いますけども、今度は指定業種、指定におけるセーフティーネット5号というのが追加されます。これ、旅館とか、そういった飲食店とか、いわゆる指定業種に今、言われているようなもの40業種が入るということでございます。そういったことが今、動いていまして、市の支援策ということでございますけども、うちは独自施策として、これも議員ご承知のとおり、各そういったセーフティーネット補償等の利子補給制度を設けております。したがって、制度的には実質的に現在も支援しているということが言えまして、実際にはおとつあたりから、もう問い合わせも来て、商工観光課で今、対応している最中でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、最後におっしゃっていただいた問い合わせが実際来ているということでは、どういった問い合わせ内容かを紹介できるものであれば、紹介していただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 遠藤環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今のセーフティーネットに関する事、他の県の中小企業の支援策も含めて、要は資金繰り制度が一番重要なんですね。何%今、落ちているとか、そういったことに対しての資金繰りに関して、来て、さらに今、セーフティーネットが出たので、それに対して銀行の方も来られていますし、一般からの問い合わせもその制度枠組みについてのお問い合わせがあるということです。例えば、セーフティーネット4号ですと、補償100%、指定業種ですと80%、そういった、どちらにしようかというのもありましょうし、そのあたりのお問い合わせということでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 4点目の質問が終わりまして、今後、またコロナウイルス問題、私どもに対してもいろんな発表があるかと思えます。ぜひともきめ細かい情報というの、市民の皆さんに対しても出していただきたいということを要望しておきます。

次に、大きな項目としての2項目めに移らせていただきます。

2番といたしまして、特別地方債について。政府の2020年度地方財政対策は、自治体自らの裁量で使えるとされる一般財源の総額が19年度比7,246億円の63兆4,318億円となりました。地方交付税が交付される団体ベースでは1兆746億円増となっています。一般財源総額の増額は高齢化などによる社会保障費の自然増や19年10月からの消費税率10%への引き上げとセットで始まった幼児教育・保育の無償化が主な要因です。幼保無償化が通年で計上され、3,000億円程度増えています。自治体が地域活性化策を実施するためのまち・ひと・しごと創生事業費を引き続き1兆円確保、また地域社会再生事業費4,200億円が新設されるなど、20年度の一般財源総額は18年度を上回るものの、引き続き抑制基調となっています。

特に注目するのが防災分野で、河川氾濫防止のため、川底の土砂を取り除く事業を特別地方債の対象とする緊急しゅんせつ推進事業費が新しく900億円創設されました。自然災害対策に全国の自治体がこの財源を利用するものと想定されます。野洲市としても、河川の氾濫防止対応にぜひ利用すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 竹中政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 2の特別地方債についてのご質問でございます。緊急しゅんせつ推進事業につきましては、議員もおっしゃったように、河川の氾濫等の大規模な浸水災害の防止のため、河川のしゅんせつ、あるいは堆積土砂の撤去に対する費用に対し

まして、地方債の発行を行うとする特例措置が創設され、現在、国において審議をされているというようなところでございます。

今後、具体的に詳細な内容が示されると思いますけれども、地方債の元利償還金に交付税対応ができるという事業でありまして、本市においても、河川の氾濫防止対策に有効であるというふうに考えております。そういったことから、担当課と調整を図りながら、利用する方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 利用される考えで進められるというふうに理解させてもらってよろしいんですね。はい、わかりました。

それでは、次の大きな3番の項目に移らせていただきます。

社会保障制度について。1つ、安倍首相は2019年9月、自らを議長とする全世代型社会保障検討会議を立ち上げ、社会保障全般にわたる改革に向けた議論を急ピッチで進めています。その内容は年金の大幅削減、医療、介護の負担増と給付削減、病床淘汰の推進、保育予算の削減などなど、全世代に制度改悪の痛みを押し付けようとしています。全世代型社会保障という標語は消費税増税への言い訳であり、増税と引き替えに実行する幼保無償化や高等教育無償化を前面に出し、医療、介護の制度改変は背後に隠してきました。しかし、消費税増税が実行された今、国民負担増と給付削減の改悪メニューを次々と打ち出してきています。今、政府がやるべきことは国民に負担を押し付けるのではなく、税のあり方を見直し、財源を確保すること、憲法25条の精神に立ち、社会保障切り捨てをやめ、安心して生活ができる社会保障に切り替えることです。全世代型社会保障検討会議による中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充こそ必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の社会保障制度の抜本的な見直し、充実のご質問にお答えをいたします。

中間報告を見直して、社会保障制度の抜本的な拡充が必要とのお考えで見解を求めています。ただ、見解をお示しするほど、まだこの中間報告は情報量が多くありませんので、そういう点では困難かと思えます。ただし、報告書の問題意識としましては、現行の社会保障制度では、財政上、また人的資源の面で持続可能ではないということが根底にあ

るのではないかと思いますし、恐らくこの点は工藤議員も認識は一緒かなと思います。ただ、中間報告を読んでいますと、現役世代の負担上昇を抑えとか、受益と負担のバランスを確保という視点が盛り込まれていまして、そういう意味ではご指摘の抜本的な改革じゃなしに、拡充を求めておられますから、この方向では拡充ということが示されていないのではないかと考えています。

それと、この第1章の最後に、国民の不安への寄り添いという項目があります。期待をして読んだんですけども、国民が持つ不安の実態把握を進めるところで終わってしまって、把握で終わっているあたりがちょっと残念だなということと、むしろ全体に多様性、多様とかいう言葉がまさに多用されています。多く用いられています。それと、老後においても個人が自由で多様な選択ができるというこの考え、確かに一見よさそうなんですけども、老後でこの選択を委ねられてもかえって心配な方もたくさんいるのではないかなというふうに思います。

なお、報告書では、定年の廃止、あるいは延長、これは政府の方針ですけども、私はこれに反対はしませんけども、今、40代から50代の、いわゆる働き盛りの方たちの賃金が一般的に伸び悩んでいる、あるいは昇進できない、あるいは途中でやめないといけないような労働環境があるという報道が結構最近増えています。一流の経済紙でもそういうことが載っていますから、そういったところへも伸びるのはいいんですが、中間のところ厳しくならないような配慮もきちっと位置づけられないといけないのではないかなというふうに、あえてご質問ですから、考え方を述べさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この3番の大きな項目はほとんどが国の施策に関するもので、今、市長の見解をお聞きして、他のあと2点目の項目を続けて、質問させていただきます。

2番目の年金制度についてです。マクロ経済スライドによる年金が物価上昇に満たず、年金支給のみで生活している多くの市民の方が生活を圧迫され続け、悲鳴が上がっています。日本共産党はマクロ経済スライドを廃止して、減らない年金を実現するためというところで、1つ、高額所得者優遇の保険料を見直して、年金財政の収入を増やす、2つ目、巨額の年金積立金を計画的に活用する、3点目、賃上げと正社員化を進めて、保険料収入と加入者を増やすという3つの改革を提案しています。市民の皆さんが今後安心して生活が続けられるためにも、自治体からもこのような提言を政府に対して行うべきことが大事かと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の工藤議員の見解は見解だと思いますし、実態も私はマクロ経済スライド、これはやむを得ない点はあると思いますが、かといって、それがマイナスの影響を及ぼさないようにという配慮は当然、必要だと思いますが、いつもおっしゃるように、それを市として政府に提案するというものではないので、また組織、市長会とかを通じての提案の中に盛り込むことはありますけど、単独でこの点を提案するということはいたしかねます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私どもはこういったことを市長の方にぜひやってほしいというのを過去にもお願いをしてきました。確かにこの国でやっていることを市町で、野洲市だけがもしやっても成果が上がるかといったら、そうではありません。ですから、今、市長からおっしゃっていただいたように、市単独ということができないのであれば、おっしゃったように、上の組織、また横の連携の中でぜひこういったことを捉えていただくということをお願いしておきたいということで、3点目に移ります。

次、介護保険制度についてです。2016年に安倍内閣が新3本の矢を打ち出し、そのうちの1本の矢は安心につながる社会保障ということでした。そして、2020年ごろまでに介護離職者ゼロを実現するとの目標を打ち出していました。本当にその目標を実現しようとするならば、介護保険制度をより充実させる方向で制度が改善されるべきです。しかし、言葉とは裏腹に、実際には目標として掲げていることとは全く逆のことが進められました。これまで要支援1、2と認定された人への支援の見直し、総合事業へ移行し、介護保険事業から外してきました。また、一定以上の所得を有する人への負担の引き上げ、特定入所者介護サービス要件の見直し、特別養護老人ホームへの入所対象者の見直しなどが行われてきました。

その結果、本来受けられるサービスが受けられず、低い安価なサービスに回されるにもかかわらず、保険料は上昇してきました。要支援と認定された人へのケアは非常に繊細であり、重度化を予防するためには大変重要な支援です。総合事業の推進により、基準を緩和したサービスや住民主体による支援は予防給付の大切な根幹をなし崩しにしました。また、介護保険の介護報酬が低くなり、事業所が運営していけなくなり、統廃合されています。

また、多くの介護者は老々介護であり、年金生活や無職の方々が多く、高い保険料の負

担が生活に重くのしかかっています。国庫負担を増やし、保険料負担を低く抑えるべきです。国の負担割合が全体の25%であり、この負担割合を変えない限り、介護利用者が増えれば、県も市も1号被保険者も2号被保険者も負担が増えるという仕組みです。介護保険事業の抜本的な改革と国の負担割合を増やすことが求められていますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 介護保険の状況への見解のご質問でありますけども、まず本市の場合で見ますと、介護サービス給付はこの10年間で1.5倍になっています。それに伴って、保険料は1.4倍。ですから、当然、給付が増えれば、保険料で賄うということになっていますので、これは致し方がないです。

それと、制度が保険になっていますから、これ、さっきも言いましたように、財源が税半分、保険料半分、その税の中には国が半分の半分ですから、さっき、おっしゃった数値ですし、残りを市町と県が持つという形なので、税で負担すればいいということであれば税を上げないと、今の構造でいえば税を上げないとだめでして、いずれにしても社会化というのが行政サービス化、行政サービスを担うのは民間サービス事業者だと、民間サービスが増えないとだめだというので、当初は結構民間サービスに魅力のある制度設計がされていたわけですけども、だんだん財源が追い付かないということから、民間サービス、特に働いておられる方に厳しくなっていますし、ひいては経営に厳しくなっている。ここで、これ、国会をやっているわけじゃないので、残念ですけども、明確な回答はできませんけど、現状でいえば、決してむやみなことになってなくて、サービス給付に見合う保険料になっていますが、社会化のあたりを本当にどうするか、もう一回、きちっと国で検討してもらわないといけないというふうに考えます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、3点にわたりまして、質問させていただきました。確かに市長が先ほどからおっしゃるように、市独自の考え方が通るわけでもございません。ですから、この3点にわたった内容につきましては、今後もいろんな機会の中で市から国へ言えること、これらは十分考えていただいて、検討に加えていただくようお願いをしておきます。

次に、4点目の質問に移らせていただきます。

憲法9条改憲についてです。安倍首相は憲法改正、特に憲法9条の改憲に異常なまでの

執着心をあらわにしています。そもそも憲法9条改憲は、国民から望んだものでなく、自らの思いを遂げるために、今の国会勢力の数の力をもって発議しようとするものです。各マスコミなどの調査でも、9条改憲は国民の大多数が望まず、ましてや、憲法を守るべき立場の総理大臣が改憲提案をすること自体が憲法99条違反であり、国民を巻き込んで、戦争ができる国づくりを許すことはできません。

日本は70年余り平和が保てています。それは世界の国々から平和憲法と呼ばれるこの憲法9条があったからではないでしょうか。また、今日まで自衛隊員の皆さんの命が紛争による犠牲者を1人も出していないのは、この憲法9条によって守られてきたからです。市民の生命を守るという立場から、また今の子どもさんやお孫さん、そしてこれから生まれてくるだろうお子さんのために、今の平和な日本を引き継ぐ責任が私たちにあります。市として、憲法9条改憲に反対する、このことを宣言すべきと考えますが、これも先ほども同じように見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 憲法改正について市から行動を起こす、発言すべきだということですけども、これもいつも申し上げていますように、市町、自治体ですから、政党でも運動体でもないの、それはいたしかねます。ただ、それだけですと、ちょっとそっけないので、憲法改正、これ、言うまでもなく、憲法第96条に各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を得なければならないと。この承認には、特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とすると。基本的に国民代表の議会が3分の2で発議すると。まさに国民の思いが憲法改正に向かうということを制度的に前提にしています。

ご存知のように、今、日本国の総理がこういう主張をしておられるのは、それなりの根拠があるわけですね。昭和30年11月、いわゆる保守合同によって、現在の自由民主党が結党されました。そのときの党の政綱ですね、政治の綱領、政綱6条に「独立体制の整備」と掲げられていて、「平和主義、民主主義及び基本的人権尊重原則を堅持しつつ、現行憲法の自主的改正をはかり、また占領諸法制を再検討し、国情に即してこれが改廃を行う。世界の平和と国会の独立及び国民の自由を保護するため、集団安全保障体制の下、国力と国情に相応した自衛軍備を整え、駐留外国軍隊の撤退に備える」と明記されていることがこれ、背景にあります。

しかし、その5年後、安保問題で退陣した岸内閣、今の総理のおじいさんですね。昭和3

5年、1960年に池田隼人さんという方が、もう亡くなっていますが、総理大臣になっていまして、同じ年の10月21日、第36回臨時国会の施政方針、結構いいことを言っておられるんです。「憲法については、現行制度を維持すべきか改正すべきとの論争が展開されております。このような論争は、本来、問題の本質が国民各層の間で十分論議せられ、相当の年月を経て国民世論が自然に1つの方向に向かって成熟した際に初めて結論を下すべきものと考えます」。

いわゆる、保守本流と言われている総理の施政方針です、総理になってからの初めての国会、まさに、健全な見識だと思います。問題の本質が国民各層の間で十分論議せられ、相当の年月を経て、これは言われてから60年ぐらい経っているんですけども、まだそういう状態ではないだろうと思います。国民世論が自然に1つの方向に向かって成熟する。国民世論が成熟した段階でという、これ、まさに今の結党直後の施政方針ですから、私、これは素晴らしい発言だと、表明だというふうに思っておりますので、そういった対応が先決ではないかなと思います。これ、ウェブで見られますので、また原典をご覧くださいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長ができないだけではそっけないからということで、今、おっしゃっていただきましたけども、基本的にはこの99条で明文化されていますように、総理大臣自ら本題は憲法そのものを守らなければいけないという条文になっております。それに反しての今の安倍さんのやり方というのが問題ということで、今、国会でもこの問題がたびたび議論されているということですので、この野洲市においても、この憲法9条を改憲という問題で、先ほど市長じゃないですけども、市民の中でも憲法9条を守らなめかんでというような声がたくさん出てきたら、ぜひ市としても、この問題は次の何かの機会に検討していただけるようお願いをしておきます。

引き続きまして、5点目です。教育問題についてお伺いいたします。

20年度、具体的な施策の中で継続、拡充する事業として、施政方針の中の教育問題での15番、中主小学校及び野洲北小学校施設の大規模改修並びに校舎増築の建築工事、これを進めることが記載されています。行政として、順次、取り組みが進められていることは評価できても、過去からの懸案事項として、一般質問でも改善、要望を行ってきた運動場の水はけ対策というのが一向に具体化されず、置き去りとなっています。雨上がりに先生方が水の流れを誘導する溝づくりをしていることも明らかにして、改善を求めてきまし

たが、根本的改善策をとる考えがあるのかをお聞きいたします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 工藤議員の5点目の運動場の水はけ対策についてお答えをいたします。

学校運動場の暗渠排水管については、経年劣化により排水機能が低下しているものと思われ、運動場の水はけ対策の必要性は認識しておりますが、現在、進めています中主小学校、野洲北中学校の改修工事をはじめ、今後小中学校施設保全計画による小中学校施設の大規模改修工事等を控えていますことから、施設維持の優先順位をさらに定める必要があり、現時点では改善対策の予定はございません。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに大きな工事が今、進められております。予算でも大変な金額が計上されているところはわかっております。しかし、この問題については、昨日、今日、申し上げてきた内容でもなく、現実には先生方が雨が降った後、対策を講じるということで手作業で行っておられる。こういったこともいつまでも置き去りにされているということについては、私は反省をしていただきたいし、具体的なことを決めていただきたい。今、改修工事が進められている中で、このまま市の考え方でいけば、あと2年後、3年後も現状のままで先生方の手を煩わせていかなきゃならないということが起きてきます。具体的に、この問題を解決する意思というものはあるのかどうか、その点をちょっと再度お伺いしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 学校とグラウンドの排水については、以前からも認識をしておりますし、改善する必要性はもう既に認識をしておりますし、痛感もしております。ただ、野洲市ではこの30年間、ほぼグラウンドの改修をやっておりません。その理由といたしましては、昭和50年代後半からの人口急増に伴いまして、北野小学校と野洲北中学校の新設工事、それと中主町におきましては、中主小学校の老朽化に伴う校舎の増改築等が優先されたため、旧野洲町、中主町時代から、30年間、暗渠排水工事ができていないということでございます。

その後、阪神大震災、東北大震災がございまして、学校の耐震化が優先され、児童生徒の命を守るということで、そちらを優先してまいりました。また、先ほどから言っています

ように、中主小学校の老朽化、野洲北中学校の今後の生徒の増加を見極めた改修工事が必要となっております。

また、近年の都市化によります都市開発によりまして、野洲小学校、北野小学校の生徒がどんどん増えていくということになります。これに関しても、校舎の増設、または新たな対応が必要になっておりますので、優先順位がどうしてもそちらになっていっております。だからといって、しないというわけではないんですけども、優先順位を、やはり考えていくと、生徒の命等に関わらない部分の生活環境、特によく共産党さんからは北野小学校のトイレが臭いなどと言われているんですけども、それも現状付け焼き刃の改修ではもうとれません。次期の改修工事を急いでやって、そういうものを全部解決していくのが優先されると現在思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、おっしゃっていただきましたけども、要するに、優先順位ということ、これは他のことにも全部共通する課題です。確かにそれはわかります。それであっても、現実の問題が起きていることが今、予算の関係でできないとかいうことだけでは、何にも先が見えないという現実、これを私らは受け取るのかと、いつまで続けさせるんだということになった場合に、長期間になるやもしれませんが、例えば、仮にですよ、仮にこの耐震、今の改修工事が終われば、次の段階として、この問題を捉えたいとか、そういう投げかけを私どもに欲しいんです。今のままでいけば、話を聞けば、もう5年経とうが10年経とうがほったらかしやと、多分そういうことになるでしょう。私らがいないときにこの議会でまた同じような議論がここで交わされる、こういうことが想定できるので、ぜひとも今、部長にすぐ答えを出せと言っても、多分答えは出ないでしょうけども、それはわかっているながら質問をしているわけです。ですから、基本的な道筋をもう少し、やはり明らかにしていただきたい。そうでなければ、毎回の議会で私らは取り上げなければならない。同じことを取り上げるのも私たちも苦なんです。答える側も苦かもしれません。だから、その辺を十分ちょっと今後は配慮していただきたいというふうに思います。それで、何か付け加えることがございましたら、お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 今、おっしゃっているのはよくわかります。今後、改修工事の予定としまして、現在の中主小学校、野洲北中学校が終わりましたら、北野小学校に次、入

ってまいります。その後、もうその時点で中主中学校の老朽化が始まっておりますので、そちらをやっていかなければならないということになります。ちょっと道のりは少し長くなるかとは思いますが、その時点での判断かと、今のところ、お答えしかしようがございません。認識はしておりますので、可能な限り努力はいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） もう少しやりたかったんですけど、済みません、市長からのお答えをいただく時間がもう短くなったので、次に移ります。

最後に、6番目が残りまして、質問に替わります。

6番目、最後の質問ですけれども、野洲市民病院について、一日も早い駅前での市民病院建設を多くの市民の方が望まれています。しかし、残念ながら昨年11月14日執行の入札が不調に終わりました。それを受け、現在、費用85億円を超えない範囲で、さらに病院機能は低下させず、次の入札に向けて、設計見直しを現在進められているわけですが、優秀な医師や看護師の確保、完成期日の前倒し等々も含め、改めて、市長の思いと決意をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市民病院の今後のことについてのご質問にお答えをいたします。

今も触れていただきましたように、実施設計見直し予算を議会で認めていただきました。2月14日に正式に設計業者と契約を結びまして、既にお見せしています大まかなのを前提にしながら、今、現場の医師、看護師、職員と協議をして、具体的なレイアウトを定めた上で、その状況を会期中の特別委員会でお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、そこが決まれば、あとは、いわゆる構造計算等々に入っていきますが、諸手続をしますと、やはり来年度中かかりそうでありますので、来年の3月に実施設計が全て完了するという予定になっています。

それで、その後、建設工事の発注ですので、できるだけそのすき間を短くするような形で一切遅れがないように、可能であれば、短くするような形で今、ご指摘いただいたように、多くの方からご心配、ご期待いただいておりますので、速やかに、かつ効果的に進めていきたいと考えています。

それで、一方では、今の市立病院の経営の健全化、一層の専門性を高めるというのもや

っていかないといけませんので、医大と連携しながら、医師の確保。看護師は一定確保できていますけども、やはり異動がありますので、恒常的に看護師、専門職も確保する形で現病院とあわせて、医療の確保を進めていきたいと考えています。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 先ほどお聞きした中で、市民の方、待っておられる方からは、やはりここまで完成が後ろへずれたということに関しまして、一日も早い期日の前倒しというのができないかというような質問をよく聞くんですよ。それで、私、今、聞きまして、ちょっと今までのことで私の解釈が間違っていたのか、来年の3月に実施設計が完了するということですか。今年いっぱいと違ったんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 実施設計の設計自体は大体そのあたりにできますけども、あと関係機関の調整とか建築確認とか行政手続を終えるのが3月にならざるを得ないと。いわゆる図面を描くのは、今、おっしゃったぐらいでできると思いますけども、何もかも入れて上がるのは、本来もう少し時間が欲しいということだったんですけども、何とか詰めて、全ての完了で発注ができる状況になるまでが、やはり3月までかかるということですから、そこから工事を出して、仕上がり令和5年度にならざるを得ないと考えております。

それと、さっきの学校をご心配していただいていますし、私、部長の答弁のとおりなんですけども、ある時期までは学校の耐震化なんか、皆さん諦めておられたんですけども、それが3年、4年でできたということもありますから、今は明言できませんけども、余りいらいらしないでいただきたいなというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長、心配してもらっていますけど、いらいらも怒りもしていませんので。

それで、市長、この病院問題で特にここまで遅れてきたということの心配事ということについて、広報で発表されてきました。しかしながら、今でも、やはりここまで遅れてきたことによって、空き地には看板はあえて立ててもらいました。それで、あの京都新聞でも写真で紹介をしてくれたということは市民の方に見ていただいています。それでも、やはりこの市民病院建設が本当に今後はちゃんと着実に進んでいくんだということは、大きく報道を、市としてやっていただきたいということをお願いいたしまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） それでは、暫時休憩いたします。2時50分再開いたします。

（午後2時34分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中市民部長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

田中市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 先ほどの工藤議員の代表質問の1点目の新型コロナウイルス感染症対策の中の専門相談窓口の回答でございますけれども、滋賀県内では「県健康医療福祉部薬務感染症対策課」とお答えしなければならないところを「県健康福祉部医療薬務感染症対策課」とお答えしましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、保守協商、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

ちょっと時間もみんな疲れてくる時間ですけれども、ちょっと元気にいきたいと思いません。

それでは、保守協商を代表して、第9番、田中陽介が質問させていただきます。

まず、施政方針、教育方針についての質問をさせていただきます。

2020年度の予算や施政方針、教育方針が出されまして、いよいよ新年度の内容が見えてきたわけですが、本年度も投資的事業が多いものの、学校など、インフラ、重要なところにしっかり予算が振り分けられているのかなというふうに思っております。近年は国の政府の方が制度設計の甘い、不完全な政策を強行してくることで地方の予算や人的負担が非常に厳しくなっていると思います。それを逆に受け身の姿勢ではなくて、国、県に対しても独自の本当に自分たちがどうしていったらいいかというスタイルを模索していく必要があるのではないかと考えております。何が正解かというのはなかなか難しい問題ですけれども、市民のことを第一に考えて、先を見ながらもしっかり現場に即した取り組みをされていくことを積極的に応援していきたいと考えております。

そこで、施政方針、教育方針からの質問をさせていただきます。

2020年度は今年度にも引き続き、これからの市政の中心となります野洲市総合計画の策定を進めていくという年になります。まず1つ目、その中で、施政方針の中で市民と行政共につくるまちということをやっておりますが、こうした議論に、いろんな方が参加されて、いろんな意見が出るのはいいんですけれども、メンバーが固定化されてきている

のではないかということが少し疑念があります。実績を持ったメンバーが各課で重鎮のような方々、これ、必要かもしれないんですけども、やはり女性や若者世代、現役の本当に第一線でやっている世代とか、そういったこれからの未来を支える当事者が不在では、やはりいい会にはならないのかなと思います。そうした人選において、十分配慮していただくことは必要かと思えますけれども、そうした意識はされているのかを聞きたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の代表質問の市議会、会議等の人選への配慮ですけども、最大限しているつもりです。公募もありますし、そしてから、団体をお願いする場合でも可能な限りふさわしい方、そして可能であれば女性ということをやった結果でこうなっています。それと、公募も公募ではあるんですけども、いわゆるスカウトと一緒に、落ちるかもわからんけどどうですかと、競争になりますよということで、声をかけています。結構、遠慮がちの皆さんが多くて、先般も活動しておられる女性の方に声をかけて、考えようかなということなんですけども、最終的に担当課からやってもらったら、やはり仕事があるからとか、なかなかそういう場に慣れないからということで、つもりとしては、排除のつもりはなくて、むしろ多様な方に参加していただきたいというつもりと最大限の努力をしているつもりです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今、お答えをいただいた、いろいろ声をかけたりとか配慮していただいているということなんですけれども、それでもなかなか積極的にみんながならないというのはなぜなのかというところを、やっぱり考えないといけないのかなと思っていました。私も議員になる前、いろんな会議に出させてもらったり、協議委員ですか、委嘱をいただいてやったりしていたんですけども、やはり本当にこの会議に出て、すごいためになったというか、充実感があるような会議というのが、なかなかみんながそういうふうになる会議だったかなと思うと、ちょっと疑問があるなというのは私自身も感じていまして、やはりそういった一応、みんなの意見を聞いていますというコンプラのための会議ではなくて、本当に建設的な議論や対話を行うような会議が必要なのかなと思っています。

そこで、2番に進んでいきたいと思うんですけども、会議の時間とか、忙しいからという、先ほど理由でというのもあったという話だったんですけど、時間とかやり方、そういったのも基本的にそんな今まで変わってきていないと思うんですね。時代がすごい変化

してきているんだけど、そういったやり方、仕組みの方は多分、何十年もあんまり変わってなかったりするのかなと思うんですけども、そういった市民がステージに上がりやすい、誰もが上がりやすい場所を、仕組みとか、そういったのをつくっていくというのも1つ必要かなと思うんですけども、現在の仕組みがそういうふうになっているのか、それを変えていかないといけないというような、そういう意識はあるのかと、そのあたりをこの2番のところ、ちょっと言葉は違いますけど、伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 会議の開催時間帯、あるいは時間、これ、いろいろ工夫して、これまで試みてきています。平日夜、夕刻、あるいは土曜日でやったらどうか、日曜日、それも午前、午後、結果的にあんまり変わらないということがありまして、今のところに落ちついています。

今、思い出しても、例えば野洲駅前の整備検討、これ、地元の方と専門家でやりました。これは多分夜やってくれていたと思います。私、夜、挨拶に行きましたから。あるいは、井戸端会議も夜やったり、土曜日の午後とかやったんですが、余り違いがないということもあって、今のなっていますので、漫然と職員の都合のいい時間とか、それでやっているわけではないです。ただ、できるだけ執務時間におさめる方が職員の負担は減りますから、それも考慮ですけども、まずは、やはり参加者が参加していただきやすいということで、決していいかげんにやっているつもりはなくて、過去の時間を見ていただいたら、かなり積極的に工夫をしているつもりです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） その時間だけではなくて、そういったところをいろいろと、やっぱり工夫をして、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらやっていくのがいいかなと思いますので、引き続きそういった形で取り組んでいただきたいと思います。

また、先ほどの質問の中で、市長がお話ししていた中で、常に協議会とか、そういうやつもオープンでやっていますと。オープンでやっていて、傍聴者からも意見を聞けますよという話をされておられて、そうだったと思うんですけども、であれば、逆にそういった会議を、例えば今、ICTがありますから、ネットとかでリアルで配信しながら、そういった、例えば会場に来られない人も家にいながら、そういったどういう話が行われているのかとか、やっぱり物理的に行けない方とかいらっしやると思うので、こういう窓口というのは今、簡単に広げられるので、そういったのを活用して、いろんなより活気があるよう

な会議になるように工夫されたらと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 会議の公開性とかネットで配信とかですけども、悪くはないと思うんですけども、さっきの東郷議員の議案質疑の医療費の入院の現物支給と一緒に、本当にきちっと、例えば10数人の会議をネットで配信しようと思ったら、ミキサーを使って、1人ずつマイクを置いて、カメラも動かして、議会の場合はこれ、固定されていますからですね。そう簡単では私はないと思いますよ。本当に全ての会議をそんなふうにして、提供して、誰が見られるのか、そういう意味では関心のある方が来ていただいて発言ができる、かつ結果は全て公開していると、これが今、最大限であって、ご提案のようなことは言うはやすくても、幾らでもお金が使えるんだったら、これは使ったらいけると思いますよ、委託して、びわ湖放送なんか幾らでも出して下さいと言っていますから。でも、かなりお金が会議ごとにかかると思います、きちっと伝えようと思ったら。最低1人1マイク、そしてカメラを動かして、発言者のところを全部捉えんとだめですね、それも音が聞けて。ということからすると、そんなお金があるんだったら、学校の排水対策をやった方が私はいいと思いますけど。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今、その要件を満たすにはお金がかかるということで、それは昔であれば、今のパソコンがめちゃめちゃ高かったとか、そんなことと一緒に、技術の発達によって、そういったことも可能になるときも来るかと思います。それはもちろん予算と効果の関係を当然、考えた上でやっていただけたらというふうに思います。

それでは、次、3番に行きたいんですけども、会議は開催が目的ではないですね。発言しやすい環境、要はさっきは物理的な環境でしたけれども、会議の中の環境というのほとんど進化させていかないといけないと思うんです。やっぱり、目的に合致した話がちゃんと行われているかとか、求めた議論がちゃんと行われているかということも含めて、運営している側もそれがスムーズに成果を出せるように、常にどうやったかということを考えながら、次、改善していかなければいけないと思うんですけども、そういった意識付けというのは常にされているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、会議が内容のあるものであるか、あるいはたくさんの方が関心を持って参加いただけるか、これの分かれ目は、私も市長になったときから言うてます

けども、きちっと明確に課題が共有化されているかどうか。通常、いろんなまちの仕事を説明するんです。私、説明はだめやと、問いかけて下さいと。こういうふうにしよと思えますけども、ここが問題であったり、まだここが決まらないんですよと、あるいはここをこう決めたら、市民の皆さんにはこういうメリットとデメリットが存在しますよと、どちらにしましょうという選択肢を示してという方向でやって下さいと言うんですけども、全てそういうわけにいかないの、限界はありますが、会議を活発化するというのは、やはりそれは大事だと思っています。だから、市民の皆さんが平常疑問に思っておられたり、関心があることも大事ですけども、一番情報を持っているのは職員であったり、市の側ですから、そこができるだけ穏便に話が進むようにというふうにやらないで、きちっと問題点等、リスクを明示した上で議論してもらおうと、そういうことをやっているつもりではあるんですが、それでもなかなか皆さん方、関心がないというのは、お忙しいとか、よく言えば、議員の皆さんが監視しているから任せておこうというふうに思っていたのではないかなというふうに思いますけど。議員への期待、信頼感の表れというのを1つ考えております。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） もちろんそうですね。課題がしっかり共有されていて、ただもう一つ、さっき市長がおっしゃられたことに加えて、やはり決定からできるだけ遠いところでそういった市民に対しての問いかけというのはある程度しないと、もうこうこうこうでこうでこうなんですというような集会というのは、先ほど言われたように説明の集会になってしまうので、それって、もうロジックででき上がっているんですね。やっぱり、えてしてそういうことはまだあると思うので、やはり自由にいろんな意見が欲しいというときはできるだけ遠い段階で、あと総合計画なんかも去年から僕は何か市民ともっとやってほしい、やってほしいと言っているんですけども、できるだけ遠い段階で、いろんな意見を吸い上げていってほしいなと思います。

それでは、次、教育方針から行きたいと思いますので、教育長、よろしくお願いします。

教育方針では、人、一人ひとりが大切にされ、大人から子どもまで学び合う人づくり、まちづくりを目指すというふうにあります。子育てにおいて、私自身も子どもから学ぶことがすごく多くて、今の自分は否定しませんが、やっぱり常に柔軟な思考でやっていきたいなと思っています。

教育方針では、さまざまな課題が挙げられて、それに対して2020年度、こうした対

応をしていきたいということが書かれております。私自身、先日、今の小中学校、あと幼稚園で行われている元気な学校づくりという取り組みの発表会に参加させていただきまして、今、行われている、考える授業というのを、初めてどんなふうに行っているのか具体的に聞かせてもらって、全然違うんやなと、すごいなというふうに思ったんですけども、逆に、では学校の組織の体制とか意識というのがその授業はいろいろ変えなさいというふうになっているんだけど、はて、その辺の改革というのはどこまで来ているのかなというふうにちょっと疑問を感じました。やはり、求められているものが大きく変わってきてますし、そこで以前のやり方ではだめだったなという反省もある中で、学校組織そのもののダイナミックな変化というのが今、必要な時期なのかというふうに思っております。

4番目として、その教育の先進事例として、有名なのが麴町中学校という、これ、東京都ですけども、宿題を廃止したり、定期テストを廃止したり、単元テスト、再チャレンジ制度とか、生徒に強制したり、罰則を科すというよりは管理評価をするものではなくて、やっぱり一人ひとりが自ら学びを得るためにどういったものが最適なのかというのをすごく大胆に模索されている学校だなというふうに思っております。やはり、大切なのは、やっぱり手法でなくて、目的だということを常におっしゃられております。

この背景を見ていると、野洲市の自ら判断し、やり遂げられる教育というのはまさに同じようなところを目指しているのかなというふうに思っております。なので、これをまねしようというわけではなくて、むしろ自分たちで本当に野洲市においてはどうなのかというトライ・アンド・エラーを繰り返せるような環境というのが大事なのかなというふうに思っております。それに関して、このような学校単位とかの独自の取り組みというのはどのぐらいまで認められるのかとか、そのあたりをちょっと聞きたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 田中議員の4点目にありました一人ひとりが自ら学びを得るための最適な取り組みは本市で認められるのかというふうなことについて、お答えしたいと思います。

この点につきましては、文部科学省が示しています学習指導要領というのがありますが、これに沿っていれば、学校がいろいろ工夫取り組むことは可能ですので、本市でもいろんなことにどんどんチャレンジをしていただけたらというふうに思っております。麴町中学校も何も特に変わったというか、学習指導要領を逸脱したことをやっているのではないので、その範囲内ですので、本市でもできないことはないというふうに考えています。いろ

んなやり方があると思いますので、各学校、自分ところの特性に合わせて、どんどんやっていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 非常に前向きなお答えをありがとうございます。やっていただきたいんですけども、逆に言うと、すごく現場のマンパワーといいますか、校長とかその現場の人たちの意識というのにすごくよるといえるのか、ものがあるんじゃないかなと思っていて、そういった頭をやわらかくしたり、何かそういったことを考える機会というそういったものがしっかりと与えられているのかなと、その時間はとられているのかなということを議論したいですね。そういうふうなのはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校組織の運営方法についてのご質問やというふうに捉えておりますが、管理職では月1回校長会というのをやっております。また、夏の研修会には校長、教頭の合同の研修をやっておりますので、そういうところでそういう運営についての根本的な部分で論議せなあかんということについては、時々話をしています。

それから、また各学校ごとにですけども、校長が言うて、学校が動くというものではないですから、やっぱり、それぞれの職員の、先ほどお話がありましたマンパワーというか、それをいかに発揮してもらおうかというところが大きいというふうに思っています。ですから、例えば学年主任でありますとか進路主任とか生徒指導主任とか、こういう校長、教頭に次ぐサブリーダーというか、こういう方々を中心に幾つか小さなグループをつくって、その中で研修をするという、今、OJTというふうな言い方をしているんですが、こういうグループの中で研修を積んで、そこから意見を出して、全体化して行って、学校を変えていくというのか、提案をしていくという、こういう組織が学校運営についてもどんどん取り入れられる方向になっていきますので、こういう部分から今ある学校のいろんな組織を見直すということは十分可能であると考えています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

それでは、OJTを含めてのグループでそういった関わる場所は用意していくということなんですけれども、やはりそれは、例えば指針の中には余り強くは、1つ入ってはいる

んですけれども、野洲市の教育はそういった先生も含めて、本当にそうやって議論してや
って行くという魅力的な現場であるよということを発信することによって、どういう先生
が入ってきてくれるかとか、それはもう人材の確保にもつながると思いますので、そこは
お医者さんでも先生でも何でも一緒ですけど、魅力的な環境づくりというのをつくって
いただけたら、必然的にサービスも上がっていくのかなというふうに思います。これは先ほ
どのが5番の質問にもありました。

あと、そうですね。次、行きますけれども、関連してですけれども、先生たちに参加して
もらうには、やはり当事者意識を持つということはずいぶん大事なのかなと思ってまして、
これは生徒も一緒なんですね。生徒も学校に対しての当事者意識、要は言われたことをた
だ言うこと聞いてやっているんじゃないなくて、学校というのはみんなの生徒のものもある
わけですから、自分たちで本当にどういうのがいいのかなというのを考えられる、そうい
う生徒に育ててくれたらいいというのがこの中にも書いているのかなというふうに思うので、
そういった取り組みもされていくとは思いますが、現状、どういう形で当事者意識と
いうのを養われているかというのは、伺えますか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今の当事者意識につきましては、先生方が会議の中で誰かが提
案して、それをそのまま通していくというんじゃないなくて、やっぱり発案の段階からこんな
ことあるよ、こんなどうやというふうにもみ合うというのか、そんな中で自分の意見は
こうやったけども、そのグループの中の意見を聞いて、こんなふうに変わっていったんや
とか、みんなで作くり上げるという意識を育てるということが今、一番大事かなというふ
うに思っています。

特に、今、若い先生方がどんどん入ってきて、年配が退職するという状況ですので、いか
に若い先生方を育てるか、育ててもらうかというのは大きいんですけども、そういう中で、
先ほど申しました基本的には職員会議とか、そういう何かを決める場でも小グループを決
めて、その中で論議をもんで、自分の考えをお互いに交流し合って、全体化していくとい
う、これは先ほどお話ありました考える授業と一緒にですね。小学校でいいますと、一人タ
イム、一人で自分の答えを考える、続いてペア、隣の子と相談する、それから小グループで
相談する、そして最後、全体化を図ると、これと同じようなパターンで、職員の中でも学校
組織の中でどうやっていくのか、いろんなことをこういう形で運営をやっているというの
が最近の学校の状況でございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

やはり、生徒に教えるのと同じように、先生を育てるということも多分同時並行でされていって、実はその中身は余り変わらないというか、同じように多分学んでいくんだろかなというふうに思いますので、ぜひそういった感じで引き続きやっていただけたらと思います。

追加で、最後の6番のところなんですけれども、最後じゃないですね。みんなが仲よくしなければいけない、共同とかチームというのを考えたときに、そういったことというのは、僕らはよく言われてきたところなんですけれども、実際社会においては、苦手な人もいれば、人づき合いが苦手な人、好き嫌いが激しい人、いろんな人がいる中で、そこでけんかをしたらけんかで終わってしまうわけなんですけれども、違いを、やっぱり認めた上でどう話し合うかというのがすごく大切かなと思ってまして、この野洲市の方針の中にちょっとそこが違いを認めるというところの部分が余り強調されていないのかなというふうに思ったところがありまして、結局、全て終わるときに、みんなが同じ答えになるということはずないので、その意識の仕方とか、そういったのは野洲市の教育においては、どのように伝えられているのかということをお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、お話の中で仲間づくりというのが出てきたんですけども、本市では仲間づくりを大きな柱に据えています。ただ、みんな仲よく、みんな同じ方向を向いて仲よくしましょうというふうなのでは、今の時代、個性もいろいろありますので、それぞれの違いを尊重しながら、論議をして、最終的に何かを決めていくという、こういう場でないといけないというふうに思っています。

私が校長会なんかで示すのは、具体的な例で言いますと、例えば世界には200余りの国や地域がありますが、とにかく戦争ということだけはいけないと、だから、いろんな違いは認め合いながら、とことん話し合って、全体で考えていくという、そのクラスが同じやと、だからあの人はああいう意見を持っている、私はこうやというふうなのを論議して、それで決めていったらどうかというふうな説明をしています。

そういう意味では、世の中には自分と違う人とも何とかうまくやっていく、けんかをせずうまくやっていて、その人の考えも尊重しながら、でも私はこうですよと、そうい

うことが言える関係、それが今の社会に求められている仲間づくりではないかというふうな捉え方を、説明をしています。

それから、もう一つはそういう生きていくすべというんですか、そういうことを学ぶ中で、違う考えも含めて、みんなで一旦そういうふうにしたことはみんなで守っていくという、民主主義というか、そういうルールもあわせて学ぶことになるということでお話をしています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

素晴らしいと思います。そのままというか、それがしっかり実践に結び付くように、またその意志管理等もしっかり整えていっていただきたいと思います。

それでは、次、行きますけれども、違います。済みません。今の中で、やはりそういった進行をしていこうと思ったら、そういったスキルがどうしても必要になってくると思うんです。やっぱり、人の話を聞くであったりとか、実際、教員の皆さんもそういう中で、そういう研修を受けられる環境というのはあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 仲間づくりといいますか、そういう研修につきましては、夏の教育研修講座とか、あるいは外部講師に来ていただいて、学校ごとに学んだりとかいうふうな機会は結構設けています。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） では、次に行きます。

幼小中一貫教育ということで、中主学区においては、新たに全部を統括するような、こういう組織、名前はちょっとよくわからないんですけど、組織をつくって、取り組みを始めているということなんですけれども、すごくいいことだと思いますし、他の学区でもしっかり連携がとれるモデルになるように、応援したいと思っております。ただ、この構想をいろんな人が関わることですので、要は学校の論理だけではなくて、いろんな関わる人たち、その当事者たちも含めて、どういう仕組みがいいのかとか、連絡、組織としてですね、どうしていけるのかというのを決めるとよりよいものになると思いますけれども、そういったことは実際行われているんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目の幼小中一貫教育のサポート体制についてのご質問やというふうに捉えていますが、特に中主中学校区では1幼稚園、1小学校、1中学校ですので、その幼・小・中の連携を一番に目指して、市内でも取り組んでもうてます。そんな中で、昨年度は自ら考え、未来を生き抜く中主っ子の育成という、教育目標をなるべく合わせようということで、こういうふうな、ただ、言い回しはちょっとその発達段階において違うんですけども、こういうふうな教育目標として、まとめてもらっています。

その具体例として、3校園の取り組み、そこにあやめ保育所も入れまして、いろんな取り組みが各保・幼・小・中ではありますが、それを1冊のカレンダーにしまして、何月何日にはどこでどういう取り組みがあるとか、そういうことを出して、全校園所の保護者さんところへお配りして、一目で今日は保育所のこういう日やと、ああ、中学校では保育所の子が中学校へ行くんやなとか、そういうことが全部わかるような、具体的な連携の資料を配布していただいていますし、それから地域の皆さんが応援していただいております学校応援団というのがありますが、この学校応援団の関わりがそこにも写真なんかでも載っていますし、それから子育てのヒントを載せたりとか、それから関係機関を、こういうときにはこういうところへ連絡しましょうとか、そういうことも載っています。そうやって1冊の子育てのハンドブックじゃないんですけども、保・幼・小・中の連携が一目でわかる、そういう冊子を校区で配布されています。

その予算には元気な学校づくり事業の補助金を充ててもうてますし、またその連携につきましては、市の教育委員会の専門員が絶えず出かけて、その指導、助言を行ったりしています。そういう取り組みを他の北中校区、野洲中校区にも広げていくように今、アピールをしているところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

イベントカレンダーを共有したり、学校応援団というところであったり、ハンドブックというところでやっているということなんですけれども、それプラス専門員を教育委員会から派遣するということで、今、つくられている組織で、この前、聞いたなんかそういう学校応援団等の市民ボランティアとか、そういったのを何か窓口を1つにして、わかりやすくしようみたいな動きがあるとは聞いているんですけども、それは教育委員会の組織

ではないということですか、民間のというか、その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それは校園一緒に、校園です。幼・小・中で1つの組織をつくって、そこで交流をされています。同じように研修をしたりとか、先生方みんな集まって、その中学校区で研修をしたりする、そういうことも提案されて、お互いに見に行ったりとか、そういうことを深めている、そういう状況です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それは市の機関という位置づけでよかったですか。勝手にやってもらっているのか、何か位置づけがあるのかというところです。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 基本的には学校のそれぞれの自主性といいますか、そういうのがあります。それから、もう一つは人権教育に関わりましては、中主中学校区人権教育推進協議会というんですか、その学区ごとにやっていますので、そこでもやっていますので、まあ言うたら、自主的なやつと、それから半分公的なやつを重なっているような状況ですね。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

まだ始めて間もない取り組みかと思imasので、引き続きバックアップをしていただきながら、先ほど言ったように、それぞれの当事者をしっかり巻き込んでいってもらって、協力体制をつくっていただけたら、幼・小・中、同じ学区でなくても、他の学区でもできると思imasので、お願いしたいと思imas。

では、これで最初の質問を終わりたいと思imas。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思imas。野洲市の人財についてということで、質問させていただきます。

近年、地球環境や技術とか、いろいろ変化のスピードがすごく速くなってきて、社会活動においても、即応性とか柔軟性、日々変化というのが必要とされている。もちろん変わってはいけないものもあるんですけども、そういったものが必要とされていると感じております。

そんな中で、行政とか議会も、やっぱり日々変化していかなければいけないと感じておられますし、社会の求めるもの、時代を求めるもの、野洲市に必要なのかとか、そういった

根本的な、本質的な議論をどんどんやっけていかないといけないと考えております。そうした時代へ乗り越えていくのには、やっぱり人の力、先ほどからも言っていますように、人の力がすごく重要になってくると思います。

野洲市の人財についての考え方を市長に質問させていただきます。

野洲市の職員さんはもちろん、市、そして市民の人の大切な財産だと思っております。その中でよく上位の管理職の方とか年配の方とかからも、ICTとかIoTとか、そういったことがあんまりよくわかんないんだよねみたいな話を聞いたりもします。そんなもんかなとも思うんですけども、でも、これでは時代に即した本当の市民サービスができるのかなと、そういった意思決定がやっけていけるのかなという一抹の不安も感じるところなんです。そういったことに対して、やっぱり最終的に、だんだん段階を積み重ねて決定はしていくんですけども、上位管理職に対してそうした研修とか学ぶ機会は与えられているのか、またそうしたことを自ら学び、生かせる人を配置できているのかというところを聞きたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の野洲市というか、野洲市役所の人財、上位管理者の能力向上のご質問にお答えをします。

当然、上位管理者というのは、どういう方を示しておられるのか、部次長と捉えれば、当然、実績であって、能力と意欲がある方を配置していますから、職務には十分対応してもらっていると思います。そして、自分の専門分野のことについては、当然、自ら把握すると。あわせて、今、おっしゃった社会、経済的な動向、これは最大限把握すべきですけども、ただ、人間限界がありますから、当然、組織として仕事をしてもらっているわけなので、いわゆる下位のもの、あるいは専門性が高い職員とあわせてやってもらったらいと思います。

それと、研修は階層研修もありますし、いろんな機会を捉まえての研修です。もう一つ大事なものは、やはり仕事の手応えを感じてもらえるかどうか、それによって意欲が湧いてきて、知識情報を得ようというふうになりますし、もう一つ大事な場所は、これ、協議会で答弁は一応事務レベルで作成しますが、結構厳しい答弁協議をしています。これも研修の場です。あるいは、毎週月曜日に開いている部長会議、これもどなたはしていませんけども、仕組みを聞いたり、国の制度でこうなりました言うたら、もとの制度はどうなっていますかという議論をすることによって、一層の視野が広がる、あるいは個別課題

の協議も結構詰めた協議をしていますから、まさにこれ、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJT。ですから、一番の研修、あるいは能力を高めるのはそういうことだと思っています。

それと、近年、何かICTとかIoTで激しく動向が変わるとおっしゃっていましたが、これ、今に始まったことではなくて、もう日本は残念ながら、いわゆる明治の洋風化、追い付き追い越せでずっとこれで来ているわけで、全然落ちついていないんですよ。散切り頭をたたいてみれば文明開化の音がすると。決して、近年、激しいわけでは、私はないと思っていますから、日本の私たちの先輩も含めて、それにきちっと対応してきたので、ご心配は要らないとは言いませんけども、今さらなぜこのご質問が出てきているのかとは思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今さらわからないということなんですけれども、僕も実際にしゃべっている中で、そういった言葉がちらほら見られたもので、やっぱりそういったことを組織的に学ぶ機会をちゃんとつくってほしいなという思いで言っているわけなんですけれども、また今、市長ちょっと言うように、専門的な知見が必要なことはいろいろあると思っています、当然、今の専門職の方がおられるんですけれども、そういった、例えば今、ICT、ICTとばかり言いますが、そういった分野の専門家というのは今現時点で野洲市役所にはおられるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ICTの専門家というのはどういう職種を言っておられるのかわかりませんが、例えばシステムエンジニアを経験した人とか、そういうことを言っておられるのかですけども、まちの仕事でその分野というのは、まずは何を知らないといけないかということ、行政の実務をきちっと知った上で、あとはアウトソーシングをやればいいわけで、専門家を万が一、市の職員として位置づけたとしても、さっきおっしゃるように、どれでトレーニングをするのか、どこで日々現場を持つのかということですから、今の野洲市役所を見れば、田中議員がどういう専門家を想定しておられるかわかりませんが、今の体制、今のこの野洲市の規模、財政力、職員の人数、構成、こういうことから考えると、現状でやむを得ないなというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番(田中陽介君) 現状はそういうふうには把握されているということで理解しました。時代というか、要件、要求がまた変わってきたら、そういったものも必要になるかもしれませんが、そういったものは随時判断していかれると思いますので、現状はそういうことで理解をしておきます。

次、2番に行きますけれども、人材の育成というのはすごく重要な課題で、僕も恥ずかしながら、今回、初めて見たんですけど、野洲市職員能力向上のための基本方針というのを平成27年11月に出されていて、国がこういうのを出ささいと言ったのか、何か国にもこういうひな形みたいなやつがあって、大体同じような感じのことが書かれてはいたんですけども、ここに諮るとか検討するとか、何かそういった言葉がすごく多用されていて、これは結局、諮られたのかな、実際、今、行われているのかなというのが気になりましたので、その取り組みはどうなっているのかということをお伺いします。

○議長(岩井智恵子君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 何を諮るのかですが、何か変ですよ。諮るべきものは諮っていると思いますけども。だから具体的に書かれていることが今、どうなっているかということを書いていただかないと。

○9番(田中陽介君) いっぱい書いている。

○市長(山仲善彰君) だから、例えば何を諮ると書いてあったら、諮ると。諮ったかどうかとかという質問をしていただきたいと思います。

○議長(岩井智恵子君) 田中議員。

○9番(田中陽介君) 余りにも書いてある内容が多いので、これが全部、まあ書いてあるということはやれるためにこれをつくっていると思っていますので、当然、やるためにこれをつくったんですね。なので、ここに、例えばチャレンジ型人事制度の導入を目指しますみたいな。目指しますということは、目指すと決めたのはいいんですけど、これはちゃんと実践されているのかとかですね。これは多分、これを見たらほとんどがもうこれからやりますよということばかりのことなので、これ、それで5年、ちょうど今年か来年ですか、総合計画と一緒に多分設置することに基本方針をまた出すことになるのかと思うんですけども、とはいえ、この職員の評価とか、こういう人材育成というのは常日ごろやっていることですから、現状とのアップデートされていっていると思うので、その辺の状況を教えていただきたいと、そういうことです。

○議長(岩井智恵子君) 市長。

○市長（山仲善彰君）　まず、人材育成というのと、もう一つは能力開発の方針をこれ、別途つくっています。これ、よく似ていて、違うわけで、自発的に自ら能力を高めていくという、そういう動きの方が本当に健全でして、特に公務員の場合は民間、製造業なんかと違って、固まった仕事をやっているわけではないので、まずは大きな能力、スキルを育成ということで、自らそこを高めていくというので、能力開発というのがあります。国の方がまさに人材育成、私は余り言葉が好きじゃないんですけどね。何か物扱いしている、あるいは、マシン扱いしている。でも、それも国の方は評価制度とあわせて、入れてきますから、評価制度は何なのかといたら、給与で差を付けるということで、なかなか公務員の仕事の多様性とか、自ら選んでその仕事につけないということからすると、本当に評価制度が馴染むかどうかですけども。だから、そこはいい意味で若干の遊びを持たせているわけで、そこをぎりぎり詰めてきて、さっきのチャレンジを何とかかんとかで、じゃそれがどこにとか言い出すと、がちがちの職員制度になります。ですから、書いてあることを、だから私はなぜ先、この質問をしたかといいますと、こう書いてあるのは、この制度の中でこれを実現していますよとか、そういう説明をしないといけないので、具体的にチャレンジだったら、いろんなチャレンジができる仕組みを施策の中でやっています。

派遣の仕組みだとか、例えば以前、市町村の国が持っている、あれは唐橋じゃない、唐崎にありますね。あそこから内々要請があって、能力的にも、経験的にも、こちらにちょうどいい職員がいましたので、派遣した。これはまさにチャレンジで、本人ももう国家公務員かと勘違いされるぐらいに大学の研究機関とも渡り合っていましたし、かつ外国にも何回でも行っていました。これは本人にとってもいいわけですし、向こうも要請があったので、延長をしたぐらいですし、再任用でも来てほしいと言われたので、市で再任用して、派遣していたぐらいです。これ、一例ですけども。

だから、幾つかそういうことがありますから、諮ると書いてあったものも具体的な施策なり、具体的な事業の中で説明が付くと思いますが、一般的に言えと言われたら、この場で全部はお答えできません。今のそのマニュアルも評価制度もそういう前提で、さっきおっしゃったように、国に言われたとおりにやってほしいかと言えば、国が最終責任を持ってくれませんか。という前提でご質問いただければと思いますけど。

○議長（岩井智恵子君）　田中議員。

○9番（田中陽介君）　取り組み自体はたくさんあると思うので、全部僕も言ってもらえるのは多分時間的にも厳しいなと思っているので、そういう言い方をしているんですけども、

確かに、国が出しているのとほぼ一緒の内容やった。だから、逆に言うと、もっと市独自の何かこう、余計なものを減らしたりとか、何かもっと即した感じにできなかったのかなというのちょっと思うところなんですけれども、総枠をつくるときに、そういうもっとゆったりした、それは前提としてもみんなわかっているから、これでいいという感じなんでしょうか、今、市長のおっしゃることから見ると。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、国が出してきたものを一々変えるのも、これは無駄なことです。もともと本当にこれが適用できるのかどうか、さっき言った公務員の中で。だから、能力開発の指針というのを別にこれ、市独自の問題意識で、職員が自ら能力を高めていって、市民のために仕事をすると、本人も手応えを持って自己実現ができると、これ、別に先につくっています。さっきの学校の休校、休業と一緒に。あえて国に逆らってまで、あるいは保護者なり、先生が心配していただくところまでいって、休みにはしないけども、子どもと保護者のことを考えたら、別のプログラムを動かして受け入れると。ですから、今のそれは内閣総理大臣の休業、休校です。野洲市は能力開発の指針と、ちょっと正確に、名前を忘れました、指針だったか、方針だったかですけども、能力開発のための仕組みを別途持っていますから、ぜひそちらを見ていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。野洲市独自でもそういったことをやっているというところで理解しました。

次に、3番目の質問ですけども、野洲市人事評価制度、先ほど言っていた評価制度と対になっているというところで、これも設定したんですけど、同じようなことになりませうけれども、国のひな形に当てはめるだけで意味があるのかなというところを正直思ったもので、そこも野洲市のあり方で応用するというふうに現在、行われているのかということを知りたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国が一定の枠をはめてきていますし、具体的には本当に給与といますか、ボーナスに差を付けるということになっていますし、昇進等に響いてくる。これ、本当に切実な話ですから、そう簡単にナイフを、なぎなたを振り回していいものではないので、職員の能力が伸びて、働きがいがあるというのを根幹にしながら、かといって、なくしたら、これ、職員の給与の中には交付税がはいっていますからね。まさに、職員費、

職員数というのは財政基準額が根幹ですから。だから、刃向かってやるものではないので、今、言った方針で穏やかにいけるように、かつ職員にとってもいいような制度を設計した上で運用をしているつもりです。一切評価制度をなくせというわけにはいきませんから。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） はい、理解しました。

次、4番ですけれども、人員配置において、新規事業事務事業の発生には、限られた人員の中で組織全体の協業意識を持って適正にというふうに、これは人事異動方針の方で書かれておりますが、こういった部署をまたいだ、助っ人とか新しい事業とか、全体的には、やはり職員数がすごい少なくなっているという、国の方針も含めて言われていますけれども、そういった協力を要請したり、そういったことができやすいような仕組みというのは、現野洲市役所の中にはあるんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 仕組みというか、毎年、方針を出していますし、もっともっと合併したときに定数を物すごく格好よくするために抑えてたわけですね、419人。私になったときに、これは厳しいと。一方では、隠れ職員と言うと変なんですけども、置いてあったと。無理して退職していただいた方もいるわけで、その人たちは休業補償をして、外郭団体に補助金を出してやるという、いかにも優等生的なことだったので、これを表に出して、議会にも諮って、特に専門職の部分、福祉の専門職とか、それと保育園は民間に移行するというので、これ、何回も言ったと思いますけど、一切新規採用がなかったもので、公立保育園に、例えば3歳のところへいくと正規が誰もいないと、全て非正規で、園長さん、心配と。ですから、幼保一元化計画を出して、公立保育園は耐震化からして、こども園化をして、責任を持とうということにしましたから、その部分でも随分正規の保育士が増えていきますから、順番に今、増やしてきていますが、それでも特に内部管理部門とか基礎的な部分はまだ足りないと思いますから、まさに庁内の中でうまく連携しながら、ぎりぎりのところで今、回っているのではないかなというふうに思っています。これは毎年の方針の中で、チェックをしながら進めていくということです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ぎりぎりの状態でおっしゃるのは、これは先ほどおっしゃったように、国の交付税措置の人数というのが決まっているから、結局、ぎりぎりでやらざるを得ないという認識でいいんでしょうか、職員の採用に関して。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 交付税措置が決まっているというんでなしに、一応、定数を定めて行うようになっていきますから、過大な定数で人件費を払うわけにいかないですね。だから、自ずから決まります。ただ、合併直後はかなり無理をして、いい形で、多分市民の方に合併の効果を実数で見てもらおうという、今から考えればですね、意図があって、これほど減るんですよということがあったからと思うんですが、無理をし過ぎていたので、そこは今、言ったように、一定の適正数になっていますが、本当だと、仕事量からするともう少し職員を増やさないと厳しいとは思いますが、徐々に、だから改善はしてはいますが、まだ理想的な形にはなっていないという実数です。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） はい、わかりました。

次に、ここの人事異動方針にも書いていますように、自ら考えられる人材、自ら成長できる、高い意欲ある人を登用していきたいとか、まちを愛し、広い視野を持って行動、そして改革、改善に取り組む必要があると、そういうふうに書いておりますけれども、自らそういう意欲の高い職員を登用しようと思うと、やっぱりそういう人が生かされるような体制というのは必要かと思っておりますけれども、庁内において、そういった地盤というか、いろんな、フラットに意見が言えて、それがちゃんと聞いてもらえてという、そういう組織としての仕組みというか、何か組織の色みたいなものというのは、今の野洲市役所にはあるというふうに市長、お考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私に聞いていただいたんだったら、私はあると思っておりますが、いろんな方に聞いていただいたらいいのではないかと思いますけど。ICTがわからんとか、IoTわからんという声まで聞いておられるんだったら、今のことについても、田中議員独自にいろんな方に聞かれて、自分なりに判断いただいたらいいのかと思っておりますが、私はそう努めているつもりですし、人事課もそういう体制で臨んでもらっていると思っておりますが、答えを出すのは、これは現実でありますし、客観的な評価はまた別にところに委ねられると思っております。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

先ほど、まちを愛し、広い視野を持って行動というところは、やっぱりどこかにも書い

ていたと思うんですけども、市内のいろんなところで課外活動じゃないですけども、仕事以外でまちに関わる、職員も関わっていった方がいいよみたいな文言のことが書いていたと思うんですけども、そういった実態というのは、どういうふうに今、捉えられているのかというところを伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 細かいことまでわかりませんが、私、いろんなところに参加していったら、地域の活動に参加していったり、趣味の団体に活動している人とか、自治会活動、福祉団体がありますし、特に消防団もたくさん参加してくれていますから、まあ議員さんも参加してくれていますけども、そこで実感いただいているのではないかなと思うんですけども。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 実感のところと言うと、年配の方が割と多いかなというイメージで、若手の職員の方とかをもっと、僕がただ知らないだけかもしれないですけど、何か参加していただけたら、いいなとは思いますが。ちょっと実数は把握できないので、いいかげんなことは言えないですけど。ただ、最近ニュースでもやっていたんですけども、副業基準を定めるみたいな話がちらほら出てきております。これに対して、結構実際に活動している方からのいろんな批判も出たり、どうなんだというのもあったりするんですけども、野洲市としては、どういう考えをされているのかというふうに伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 副業についてのご質問ですけども、何か国の方もここに来て、にわか副業も制度化しなさいみたいな動きがありますし、私もそこは即人事課には検討をと言っていますけども、一応、法律ではかなり限定的になっていますし、本来、わざわざ公務員に副業を推奨すること自体がいかげんかなと思います。ただ、本人が社会貢献をしたいとか、あるいは地域で役割を担わざるを得ないとかといった場合については、従来からも推奨はしていますし、制度にのっとって、副業を認めている状況はたくさんあります。

いわゆる報酬を得ているかどうかということで見ると、実績ですけども、平成29年度で19人、30年度で18人、31年度で15人です。これは消防団がかなり多いんですが、営農組合とか自治会の役員さん、学校評議員等々で活躍をしてもらっています。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

今、検討されているということですがけれども、そうした要請があつて、必要でやっておられるということがほとんどだと思いますので、余計な手続とか、副業を増やすことで、逆にそういった意欲をなくしたりすることがないようにその辺の設計はしていただけたらと思っております。

それでは、次、行きます。

6番ですがけれども、民間企業や団体、学生とか、市民の中の人財、市役所以外でも野洲市の大きな力であることは言うまでもありません。地方自治体は現在、膨大な業務、事務がおりてきていますけれども、やっぱり持続可能なまちづくりをしていくためには、産官民学等の連携や協働が必須であり、まちづくり条例にもそのようなことが記載されております。野洲市において、意欲のある団体や企業、市民からの協働や協力したいというプロジェクトの提案とか相談とか、そういったことをまた受け入れる受付窓口というのが今はちょっと明確でないのかなというふうに思うんですけれども、こうした民間とか市民と、当然、市民サービス、市民の福祉の向上において、一緒にやっていくようなところの窓口というのは、特にあるのか、そういったことに対する方針を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民活動、あるいは市民との連携した協働の取り組みの窓口があるかどうかということですが、まずは市民活動支援センター、これ、市民活動を支援しようとしているわけですから、市の取り組みと連携というのも当然、この中に入ってきます。ただ、窓口が1つあればいいというものではなくて、さまざまな事業とか業務の中で市民の取り組みと接点があれば、そこからも取り組みが実現できるのが一番理想的ですので、むしろ窓口を絞るよりは、いろんな接点の中からそういうものが生まれてくるように、福祉であったり、環境であったり。

例えば、環境から生まれてきたのはビワマスの遡上プロジェクトなんかは、何も市民活動支援センターを通したわけではないですし、それから、何かかたいですね、発想が。まさにマルチチャンネルでやらんとだめで、そこからということですし、野洲市が今やっている生活困窮者支援とか虐待も、虐待の窓口で虐待は発見できません。健康推進課がやっている乳幼児健診とか3歳児健診、あるいは生活困窮者の支援、あるいは不登校、そういうところから発見されるわけで、窓口を一元化して、市民活動が促進されるものではないので、一応、支援センターを置いていますけれども、さまざまな部署の中からそういう接点を持って、実現をしていくという方が大事かなと思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） もちろん事業をやっていく中でマルチチャンネルでやるというのは、それは当然のことなんですけれども、実際の社会の活動ルートは縦割りじゃないので、いろんなところをまたいで関係する問題とかを、やはりどの課も日ごろの業務があつて、もちろんお忙しい中でやっていますから、何かやりやすさというか、言いやすさというか、何かいろんな提案を受けれる要素が、市長の手紙があるとか、前もおっしゃっていましたが、そういうのも含めて、わかりやすいところがあつたらいいのかなという、その市民活動じゃなくて、企業との連携であっても、そういうのはあつてもいいと思いますし、マルチチャンネルをしながらも、1つのメインチャンネルはあつてもいいんじゃないかなというふうに思います。先ほどおっしゃった生活困窮の部分で、いろんな縦割りを排してやってらっしゃるといふ、そこはすごくいいと思いますし、そういったことを他の部署でもどんどんやっていっていただきたいなと思います。

その上で、このまちの力を発揮させる、人の力を発揮させるのに、やっぱり現場、この野洲市で、もしくは野洲市から出て活躍されているいろんな方々がいらっしゃると思うんですけれども、そういった人たちとしっかり連携して、サポートしたりしながら、やっていくことがまちづくりでは重要じゃないかな。実質、そのまちで頑張つてらっしゃる方というのが大事で、コンサルとか、ああいうのはいろんな案を出してくるんですけれども、余熱利用の施設とかのときも最初は何かキッズセンターとか、何かいろいろ言っていた、あれ何やったんだろうと思うんですけど、ああいうのもあつた中で、やっぱりその現場をもっと意識してほしいな。その才能を見つけて、それをちゃんとつなげていったりとか、そういった下支えというのを市の方でできたらまちづくりというのは活性化していくんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの情報とかを集めたりとかということはされているのか。どういった考えをされているか、教えて下さい。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か情報とかを集めたりとかおっしゃったんですか。どうも、ご質問を聞いていると、ぼやっとして抽象的なんですよ。例えば、市民がこういう活動をしようと思って、市役所と接点を持とうと思ったけども、それが潰れたとか、うまくつながらなかったとか、何かそういう迫力ある事例を持ってもらわないと、幾らでも私、出会うと思うんですよ。先ほどの企業にしても、幾つか挙げられるんですけど、一番直近のいい例としては、新聞に大きく報道されていた市有地を太陽光発電して、オフサイトではあるけ

れども、その事業所の中で使おうという取り組み、これも企業とも提案があつて、国の制度も使つてということで、これも職員が窓口になって練り上げてきました。幾つか、個別企業者のための利益で、これはだめですけども、社会的な有用性があるものについては、これまでも幾つかそういう事業は成立していますから、決して拒絶型ではない。

何かいかにも拒絶しているみたいな前提でどうなっているか、どうなっているかですけども、だから窓口はたくさんありますし、まず統合的にやる場合は企画で委ねて、関係課と連携するということですし、今、取り組もうとしています市が持っているデータを最大限オープン、データ送信しよう。それと、これまでも市の事業は全部オープンにしていますし、これほどかというぐらいに会議の状況とか、成果物をネットで出していますから、そういうところからもいろんな相談とか話があつて、結構実績あるのに何か実績がないような前提でどうするんか、どうするんかいうご質問はあんまり生産的ではないと思いますから、今のご趣旨からすると、事例はたくさんあると思います。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 理解しました。そうですね。その中で、今回、総合計画というのは結構大事になってくると思うんですけども、そのコンサルが今回確か予算に上がっていたんじゃないかなと思うんですけども、やっぱりいろんな話を聞いたり、調べたりしても、何かコンサルは余り実地に即した案がきちっと出てくる、それなりのものは出てくるんですけども、やっぱり少々不格好でもほんまに現場を重視してやってもらいたいと思うので、これからこの前、市民集会はこのコロナでなくなりましたが、そういうところは引き続きしっかりやっていただけるということでもいいんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私はもう職員に聞いてもらったらわかると思うんですけども、金太郎あめみたいに、あるいはコピーペーストのようなコンサルタントは一切使わないということです。職員から上がってくるのもかなり抑え、議論した上で最小限にしています。ただ、やはり一定の形を整えるとかシミュレーションをすとか、あるいは物理的な作業、職員ぎりぎりで行っているわけですから、いろんな作業を、やはりアウトソーシングせざるを得ないので使っているわけで、安易にコンサルありきで一切仕事をしていません、必要最小限でしか。それもきちっとコンサルに役割を明確にして協力いただくということにしているので、一般的に思われているほど、何でも計画、コンサル丸投げ、そんなことはしていませんし、今回の社会福祉地域計画でもご参加いただいたかどうかですけども、日本

福祉大学の原田副学長にもわざわざ講演をいただいて、それをベースにしながらやっ
ていこうということで、決して、いわゆるコンサル丸投げで計画をつくったりやっ
てなくて、市職員が持っているネットワークとか市民が持つておられるネットワ
ークをベースにしながら、計画づくりに取り組んでいるつもりですから、総合計
画の見直しも全く一緒ですし、公園計画、あるいはみどりの条例も、近くで協
力いただける近畿圏、場合によっては東京も含めてですけども、日本でそれな
りのノウハウと情報を持つておられる専門家に依頼して、委員になってもらっ
てやっていますから、決してコンサル任せではないですから。何か質問する前に、
そのあたりを評価いただいて質問いただいた方が迫力があるのではないかなと
思うんですけどね。

以上、答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 説明いただいて、いいことだなと思っております。そこを
どこまでコンサルでやって、どこまで中でやっているかというのはなかなか外か
ら見てはこれ、見えないものでして、こうやって、はっきりと公言していただ
いたら、あっ、そうかということで、これからも引き続きやっていただけたら
と思います。

ほな、次、議会事務局の位置づけについてというところで質問させていただきます。

これは議会のことなので、ちょっとどうなのかという話もあったんですけども、
議会事務局というものは議会のチームメンバーということで、議員とはフラッ
トな関係にあるのが理想だと私は思っていますし、議会運営において、非常
に大きな役割も担っていただいていると思っております。市民の代表たる議
会の能力すらも左右する重要な部局であり、大津市なんかは「事務」という
言葉を取って、議会局とって名前を変えたりなんかしているところもあります。

野洲市の議会基本条例でも、やはりそれを強化していくというようなことは書
かれています。これは議会の方針なんですけれども、やはり二元代表制という
のは議員と執行部ではなくて、やっぱり議会と市長、執行部というところ
とのブレーキを踏んだり、アクセルを踏んだりするのが僕らの仕事かなと
思っておるわけですけども、その機能をさせるためにも、やっぱり議会の機
関として、市の執行部局からの一定の緊張関係とか協議会が必要なかなと
いうことも考えております。

そこで、野洲市において、議会事務局の位置づけについて質問します。人
事についてなんですけれども、その特性上、執行部職員の配置転換のため
の要員として短期で異動させ

るということは、実際されてはないと思うんですけども、望ましくないですし、議会事務局の人事に対して議長とか、そういった意向とかは、そういうのは確認されたりはするのとかということを知りたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の議会事務局の人事についてのご質問に答えます。

議会事務局専用に職員採用していませんから、市で職員を一括採用しているという意味では、市の人事の構成、異動の中でやっていますから、そこに余り細かい情報交流すると、これは人事の介入になりますけども、人事課で一定の制度設計をした上で、議会事務局へ行っていただく職員さんについては、それなりの情報交換、確認をした上でやっています、いきなりこの方が議会事務局長とか、そういうことにはなっていないんです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今のは人事局と市長の間でということ、議長ともそこは話されているということではよかったですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、そういうことを申し上げたわけで、私もいきなり誰をどこへとか、一切やっていませんから、まずは実績、経験、さっきのご質問があった評価制度に基づいて、上、下の評価も含めて、配置をしますから、一定の形ができた段階で議会事務局へ行っていただく方については、情報交換をして確認をしてということではやっています。

それと、ちょっと認識が気になるんですけど、議会事務局の職員とフラットとおっしゃる、これは人間としては全く対等ですし、人権も一緒なんですけども、まさに事務局の職員であって、議員の皆さん方の議事運営、あるいは政務調査、あるいは委員会の運営等々を支えるための職員なわけですから、全く役割は違います。人間としては、全く対等ですけども、議決ができる立場の方とそうでない立場の方がいますし、今日、朝、ちょっと調べてもらいまして、給与を見たんですけど、皆さん方3人おられますけども、35歳の市の職員27万3,000円です。野洲市の場合、地域手当がないので、2%、皆さん方のご了解で加算していますけど、それでも27万8,000円、常勤で。皆さん方35万、非常勤でもらえるわけですから。だから、処遇も全く違うし、役割も全く違うので、そこを一概にフラットと、まさに政治家と官僚というのを戦前の社会学で分けられている役割なので、そこを入り口から間違っていたら、どんどん間違ってしまうので、釈迦に説法ですけど、いきなりフラットから入ったので、ちょっと念のために申し上げておきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） しょばなからフラット、入ってしまったもので、フラットと言ったんですけれども、そういう、もちろん役割があつて、役割に応じて仕事をするというのは当たり前の話ですから、そこは理解しておりますので、ご安心していただいたらいいんですけれども。

次、行くんですけど、議会事務局との緊張感とさっき言いましたけれども、結局は市民福祉の向上に向かうという、議会としての目的ですし、事務局としての目的ですし、ただ、よく言われる一般論ではありますけれども、何か余り議会側に立ったら、後でまた執行部局に戻ったときに何か波風立てて、帰るところがなくなったら嫌やみたいな、そういうことというのは恐らくないとは思いますが、実際、議会事務局員の評価とかというのは最終的には上長、一番最終は市長がされるかと思うんですけれども、そういった議会に対しての取り組みの評価の位置づけというのは、どういうふうに認識されて評価されているのかなというのを伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとこれも変な質問ですもんね。一応、議会事務局の職員の任命権者は議長ですから、まず議会でどう評価されているかという前提でお聞きいただかないと。私が最初に言いましたように、市で一括採用した市の職員が議会事務局に配置はされていますから、その意味では市の人事課の制度で評価はしていますけれども、まず一元的な評価は議会の中で議長がトップで評価いただいていることになりますね、任命権者ですから。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） はい、済みません。そういうふうに認識がなくて、てっきり議会は評価に関わっていないのかなと思っていたんですけれど、任命権者である議長の意見もしっかり参考にした方がいいんじゃないかと、次、言おうと思ったんですけれども、既にそういう仕組みでされているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、念のために言っておきますけれども、市の採用した職員としての責任の評価は市の人事システムでやっていますけれども、議会事務局での評価というのは、当然、議長のもとに行われていると、そういうことです。どういうふうにしておられるか、私は関知しません、議会のことですから、議長に聞いていただかないと。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 今、評価は議会でもしているとか、その評価は何かにつながるような形になっていると、仕組みになっているということですか。例えば、人事であったりとか、給与とかはどこまであれかわからないですけど、そういった仕組みがあるということですか。それともそうじゃないということですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、ですから、何を聞かれないのか。基本となる評価は市の仕組みでやっていますけども、議会の事務局職員としての評価は何回も言うように議長の権限のもとに行われています。極端に言えば、この職員を上げたいと、今、管理職じゃないけども、管理職にしたいとおっしゃったら、極端に言えば、議会の中でも管理職にすると、ただ、これ、市の制度ですから、もう一回情報をもらって、それをすることになりますけども、そういったことはできると、そういうことです。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） はい、ありがとうございます。

それでは、私の認識、ちょっと勉強不足の面もあって、実際にそういうことが行われていて、できるということですので、議会としてもより議会を発展させていくためにどんどんやっていかなあきませんし、そういったのをうまくコミュニケーションをとりながらやっていきたいと思えます。

それでは、以上で質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 市長。反問ですか。

○市長（山仲善彰君） 反問じゃないんですけど、ちょっと念を押しておかないと危ないなと思って。ベースが市の制度ですから、例えば、新採の人をいきなり課長にするとか、幾ら議長から言われても、それは認められませんよ。だから、市の持っているルールの範囲内で受け入れられる提案であれば、まずは議会の意見を尊重しますということですから、勝手に、いわゆる絵は描きませんよ。そこだけ。何か今の話を聞いたら、そういうふうにできますから、これからやりますみたいになったから。そこは念を押しておきます。

○議長（岩井智恵子君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） どれだけわかっていないと思われているのか、ちょっと悲しいんですけども、そんなことはわかっています、ご心配いただかなくても。ありがとうございました。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明5日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問及び一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後4時13分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年3月4日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 橋 俊明

署名議員 津村 俊二